

FEET IN

cm

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

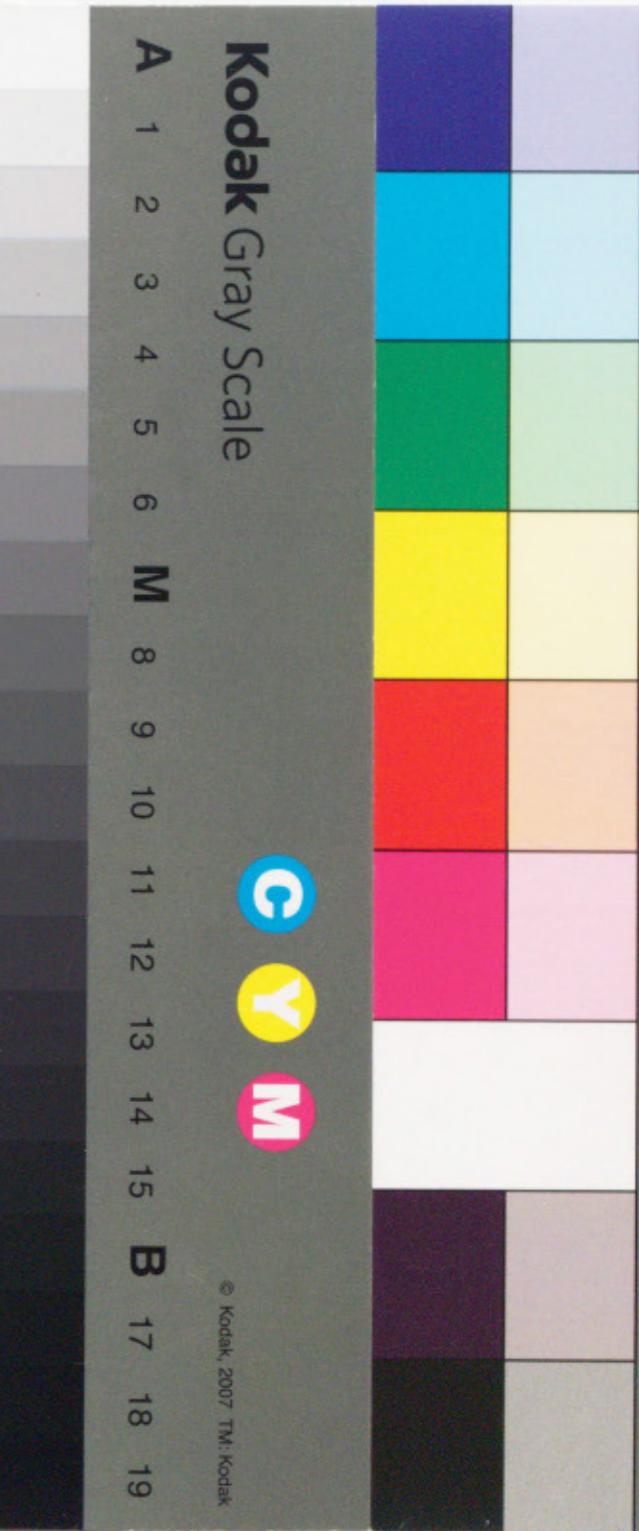
18

19

20

### Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM Kodak



平成二十六年三月

各務原市資料調査報告書第三十七号

## 旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 IV







廣運

松儀

四朱扇屋高住屋知

當休業政居

又須旅館居此

先例通事多見此

早市山東車花吉布生也

日

口文

御宿様

國

御休泊所

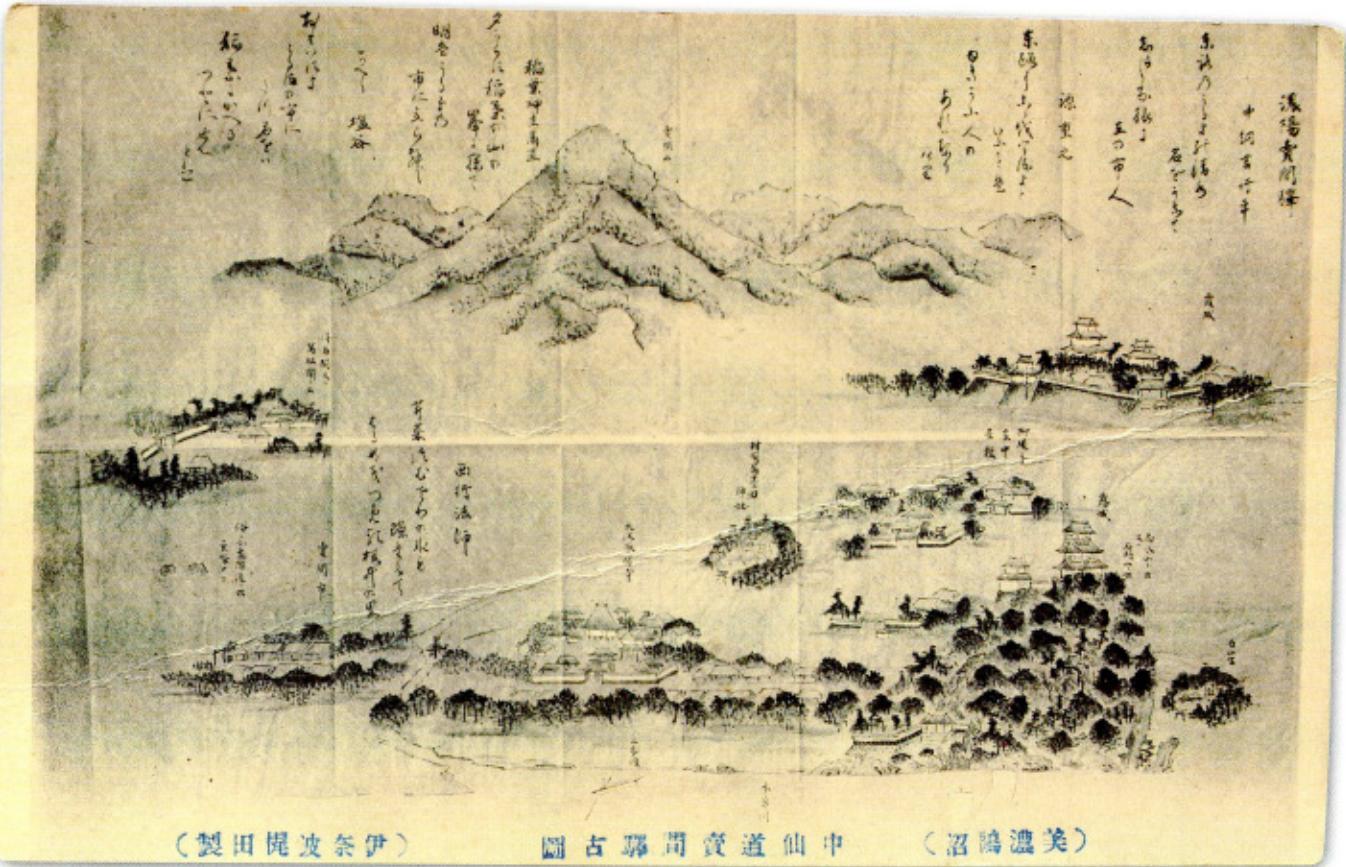
各

中仙道鶴沼驛  
舊木陣

御通可加少休泊共事於

櫻井古兵衛



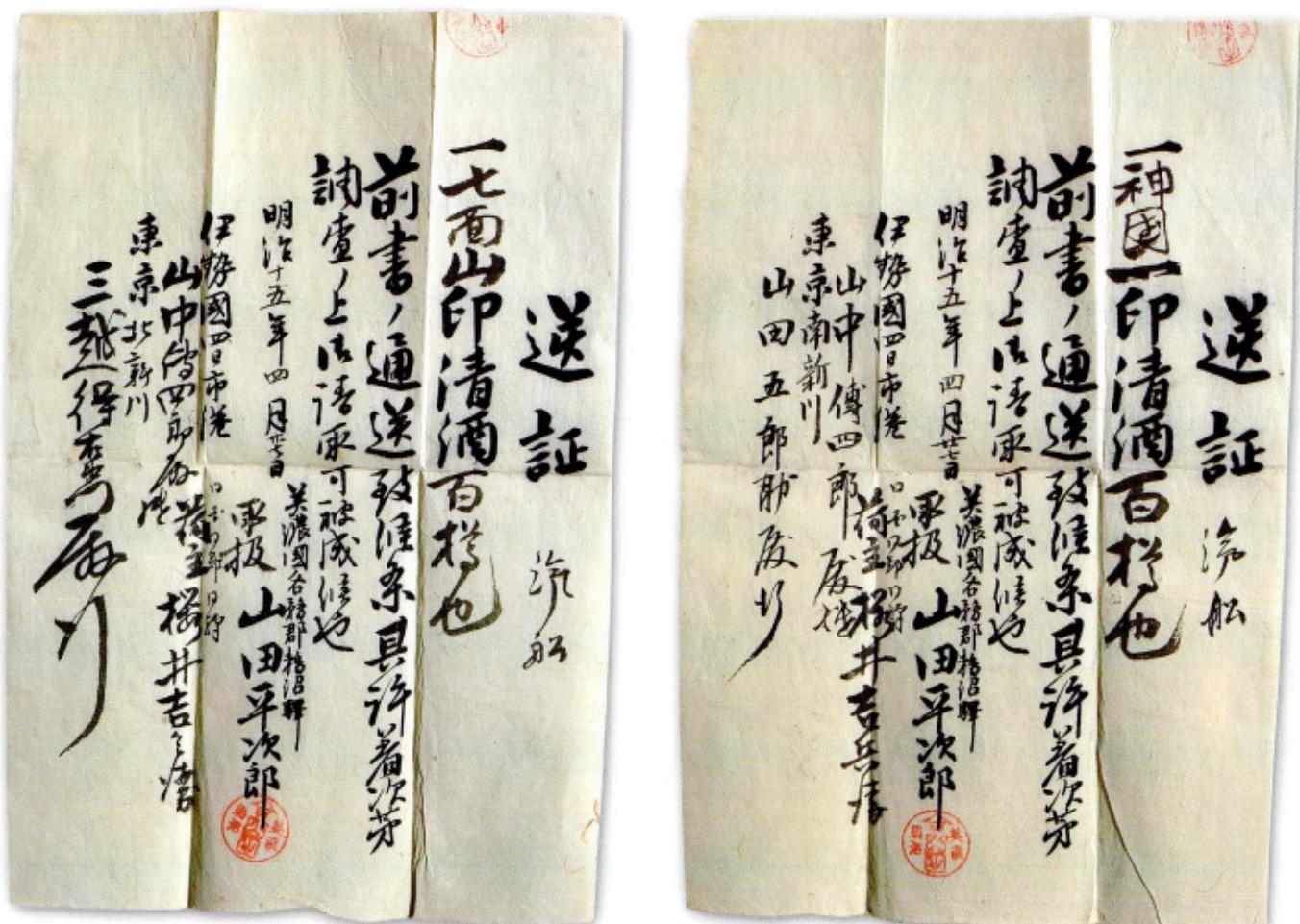


(製田梶波奈伊)

中仙道賣問驛古圖

(沼濱濃美)

口繪二



口繪四

口繪三

## はじめに

昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十七号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 IV』を刊行することができました。本書には、桜井家に残されていた史料の中から、江戸時代後半から明治時代初期の史料を収録しました。

その中の「聞書集」と標題の付けられている史料は、全文を収録しております。これは江戸時代後半の各地の出来事の中から、人々の興味や関心を惹く出来事を記録してあるものです。江戸での出来事が主として書かれていますが、外国船の来航や大地震の発生など、その時代の政治や社会の状況も記録されています。鵜沼宿本陣を勤める桜井家が、どのような情報をを集めようとしていたのかが窺える史料です。また、明治時代初期の「文明講」に関する史料は時代の変化とともに江戸時代の宿駅制度が廃止され、新しい世の中でかつての宿場の旅籠がどのような営業努力をしていたのか、その一端を物語る史料です。

本報告書に収録した「聞書集」や「文明講」関係史料は、「各務原市史」や「鵜沼の歴史」では取り上げていないものです。これらの史料を通して、古文書の解読のほか、江戸時代の人々がどのように情報をを集めようとしたのか、江戸時代から明治時代へと歴史の変革の中で宿場の旅籠の経営者たちがどのような努力をしていたのかに、思いをはせていただければと思います。

今回も、「桜井家文書」の報告書を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説と解説には、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に多大なご尽力をいただきました。お二人には深く感謝いたします。

多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、江戸から明治という時代の変化の中で生きた人々の息遣いを感じとっていただければ幸いです。

平成二十六年三月



# 目

## 次

口 絵 一	はじめに	85
口 絵 二	例 言	83
口 絵 三	史料解説文	71
口 絵 四	史料紹介	67
	史料読下し文	11
	掲載史料一覧	5
	編集後記	3
		1

桜井吉兵衛 引札（明治初期、桜井美保子氏蔵）  
郵便絵はがき（中仙道壳間駅古図、年代不明）  
送証 汽船（明治十五年四月二十七日）  
送証 汽船（明治十五年四月二十七日）



## 例 言

一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十七号として、旧中山道鵜沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解説文及び読下し文を収録したものである。

一 本報告書に収録した史料をもとに、「[聞書集]」にみる桜井家の情報収集」と題して、解説を載せた。

一 史料の名称は「旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。

一 解説文の書式は、縦二八字・横二六行の二段組とした。

一 史料の解説にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。

○用字は常用漢字音訓表記にしたがう。

○異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。

○花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・印とし、割印は（印・印）で示す。

○冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。

○解説者が加えた傍注は、すべて（ ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ  
マ）・（カ）を記入する。

○本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。

○史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」。  
「をもつて示す。

○史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。

○奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。

○下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）  
などを入れる。

一 史料名は、その標題によつた。また、内容を表すため（ ）内にその内容を付記した。

一 揭載史料の「聞書集」には内容を示す標題は無いが、史料の解説・理解を助けるために標題を付けた。  
一部の史料には、押されている印の印文を載せた。

一 史料名の下に（　）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、包紙や紐で一括されていたものには、枝番を付けた。

史料解説文のほか、読下し文を掲載した。

同様の内容の史料が複数ある場合には、その中の一点の史料のみを読下し文にした。

読下し文は、漢字ひらがな交じり文とし、適宜助詞を補い、句読点・並列点を付けた。

読下し文では、漢字をひらがなに換えた文字もある。

読下し文は、現代かな使いとし、漢字の異体字は標準字体に改めた。

読みにくい漢字には、読みがなを付けた。読みがなは、解説文のみの史料では解説文に、読下し文のある史料には、読み下し文につけた。

卷末には、掲載史料の一覧を載せた。

史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。

本書に掲載した史料の写真は、特に断りの無い場合は口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。

史料の解説・読下し及び解説は、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生にお願いしたものである。

史料紹介として掲載した「明治維新後の鵜沼宿本陣桜井家と文明講」の項は、歴史民俗資料館の資料館だより第二十八号（平成二十二年三月）中の、「「文明講」史料に見る明治維新後の鵜沼宿と新加納立場」から、一部抄録・転載したものである。

# 史料解說

## 「聞書集」にみる桜井家の情報収集

江戸時代には政治や社会の情報が特定の階層で保持され、一般民衆が知りうる情報は限られていた。しかし、十九世紀後半になると情報が開示されるようになり、海外情勢や政治動向などの情報を得ることができるようにになった。それにつれ、地方でもこうした情報の収集がなされ、記録として残されていった。

桜井家文書にも情報を収集してまとめた「聞書集」がある。作成年は不明であるが、享和三年（一八〇三）～弘化四年（一八四七）に起きた事件などが記録されている（表・「聞書集」記事一覧）。

年代は順不同で、その内容は多岐にわたっており、筆跡が異なる部分もある。記載されている記事の分量はそれほど多くはないが、全部で二十三件に及び、異国に関するもの（①⑬⑭⑮⑯⑰）、災害関係（②⑥⑦⑧⑯）、事件処罰に関するもの（③⑤⑪⑫⑯）、幕府に関するもの（④⑯⑰）、風聞・その他（⑨⑩⑯⑰）に分類することができる。

### 一、異国に関するもの

江戸幕府は、日本人の海外渡航を禁じ、通商は長崎において中国とオランダとのみ行っていた。しかし、安永七年（一七七八）、ロシアが通商を求めて蝦夷地に来航した。松前藩はこれを拒否したが、以降ロシアから次々と使節が派遣されるようになる。寛政四年（一七九二）にはラクスマンが根室に来航、日本の漂流民の送還とともに通商を要求するが、幕府はこれを拒否し、長崎への入港許可証を

与えた。この許可証をもつて文化元年（一八〇四）にレザノフが長崎に来港、幕府と交渉を重ねたが一向に進展しなかった。資料⑯は、幕府がレザノフにとった対応についての内容である。幕府は、中国・朝鮮・琉球・オランダと通商しているのは昔からのつながりがあり相当の理由があるが、ロシアとは全く関係を結んだことはない。前年漂流民を伴って来日した際に交易を求め、さらに今再び求めてきたが、日本は海外とは強いて通信することはしない。これが我国の歴世対彊を守る常法であり、朝廷の意思である、として拒絶し、麦と綿を与えていた。幕府はロシアの接近を機に海防への備えを強化していく。

ロシアが最初に通商を求めて訪れた蝦夷地は、松前藩の領地であったが、幕府は寛政十一年に東蝦夷地を上知し、享和二年（一八〇二）に蝦夷奉行（後に箱館奉行に改称）を設置した。さらに文化四年には西蝦夷地も幕府直轄領としている。資料⑯は西蝦夷地上地を松前氏に命じる達書であり、非常の備えが松前藩だけでは行き届かないことを理由にしている。資料⑯は、蝦夷地が直轄領となつた約一ヶ月後の四月二十三日、択捉島の内保にロシア船一艘が着岸・上陸し、番屋や蔵を襲撃、同二十九日には紗那の箱館奉行配下の会所に大筒が打ちかけられ、焼き討ちを受けたこと、津軽沖の海上にも怪しい船が見られたこと、こうした風聞が巷に流れる事になるだろうが心得ておくことなどを通達した記事である。幕府は箱館奉行を置く一方、東北の諸藩に蝦夷地警固を命じているが、資料⑯は警固役の任命などのほか、蝦夷地出兵への慰労や長崎にロシア船がやってきた時の対応についての記事がみられる。

外国からの接近は通商を求めてやってくるもののほか、遭難して

## 「聞書集」記事一覧

	年号	記事内容
①	文化4年正月 1807	下總国銚子黒生浦漂流の次第
②	文化4年8月 1807	深川八幡宮祭礼の節永代橋落被害書上
③	文化3年4月 1806	江州粟津ヶ原にて服部安右衛門殿に手疵負せ候御仕置
④	文化3年11月 1806	琉球国中山王使者登城の節中山王より献上物書上 御沙汰書写（御暇につき下賜品）
⑤	享和3年 1803	谷中延命院住職・納所の僧の御仕置
⑥	文化2年 1805	酒井左衛門尉様より御月番御老中様へ御届の趣
⑦	享和3年7月 1803	強雨雷鳴所々余り候ヶ所（書上）
⑧	文化元年6月 1804	六郷佐渡守様御領分出羽国本庄御城下御家中并在町共地震損所の書上
⑨	文化元年 1804	聖徳院様柳原御屋敷御花見の御歌
⑩	年月日未詳	羽織の弁
⑪	年月日未詳	武田河内守様御召抱の乳母一件
⑫	文化元年5月 1804	長左衛門一件につき仕置申し渡し
⑬	文化2年5月 1805	長崎にてロシア人へ仰せ諭された趣
⑭	文化4年3月 1807	松前藩西蝦夷地召上、新規九千石替地につき達書
⑮	文化4年4月 1807	東蝦夷地エトロフ島にロシア船上陸襲撃一件につき通達
⑯	文化4年11月	松平竹千代・松平金之助蝦夷地警固役仰せ付けの書付
	〃 10月	蝦夷地での異国船防ぎ方等につき南部大膳大夫への達書
	〃 11月	蝦夷地への人数差出の儀大義の旨につき御沙汰書付
	〃 8月	長崎表にロシア船渡来につき上総介様仰せ付けられ候儀など御届けにつき書付
⑰	文化4年10月 1807	小普請組伊藤留之助遠島処罰一件
	〃 11月	小普請組青木弥五郎獄門処罰一件
⑱	文化10年2月 1813	高田馬場流鏑馬御神事射手書上
⑲	文化10年 1813	江戸にての狂詩
⑳	年月日未詳	公儀御殿中御座席につき書上
㉑	文化10年 1813	オランダ船着岸荷物献上につき書上
㉒	文政7年10月 1824	江戸四ツ谷塩町において敵討ち次第
㉓	弘化4年3月 1847	信州善光寺大地震につき御届書

食料や燃料を求める外国船が出没している。資料①は、長崎で交易している中国船が、嵐に遭い銚子黒生浦沖まで流れされ、食料や燃料の援助を願ってきた時の対応の報告書である。幕府は、文化三年に薪水給与令を出し、外国船に対し食料や燃料の補給を認めていた。しかし、その翌年ロシアからの侵攻を受けてロシア船打払令を出したが、翌年撤回している。そして、文化五年にイギリス軍艦が長崎湾内に侵入して薪水を奪ったフェートン号事件、文政七年（一八二二）

四）にイギリス捕鯨船乗組員が薪水を要求して大津浜に上陸した大津浜事件が起つたことにより、文政八年には異国船打払令が出される。だが、天保十三年（一八四二）には薪水給与令を再び出して地や砂糖・胡椒、象牙などのほか、漢方薬の原料となるミイラ、オウム・象・山猫・猿などがもたらされている。

## 二、災害関係

ここには豪雨・雷、地震、橋の落下の被害状況などについての記事がみられる。

資料⑦は、享和三年（一八〇三）に江戸の武家屋敷地域で豪雨雷鳴があつた場所が書き上げられているが、実際に雷が落ちた、雨による被害があつたというものではない。

資料⑧は、文化元年（一八〇四）六月四日の象潟地震により発生した本荘藩の被害箇所の書上である。建物の被害では、大手冠木門・収納米蔵・同蔵屋敷・役所・番所などが潰れており、家中・在町の家のうち一七七〇軒が潰れ、三九九軒が大破している。また、象潟・塩越湊・金浦沖の三ヶ所は砂が押し上げ、陸地のようになつたとの記載があり、液状化による砂の噴出が起こっていたことがわかる。出戸村では塩釜屋が九軒潰れ、死亡一六一人、怪我一四三人などの被害が発生している。

資料⑨は、文化二年六月四日夜から七日にかけて庄内藩領で起きた地震の被害を老中へ届け出た記事である。地震後の地域の様子が書かれているが、こちらでも液状化が起こっており、地面から泥水が湧き出たため地形が高くなったり、低くなつたところが数ヶ所できたとある。亀ヶ崎城も傾き、玄関・廊下・台所などが倒壊し、多門櫓・堀橋は傷み、地面には裂け目が出来、そこから泥水が噴出していったという。建物では給人家・町家・民家、土蔵の被害が大きく、各一三七軒・八三七軒・二八二六軒、五七五戸の潰家・痛家があつたが、人的被害は比較的少なく、死人は一五〇人であった。

資料⑩は、弘化四年（一八四七）三月二十四日に信州善光寺とその近辺でおこった善光寺地震について、中野代官高木清左衛門から

幕府勘定所へ報告したものである。地震直後の三月晦日にとりあえず報告して、その後村々を廻って実況見分を行い、四月四日に報告書を作成している。このため、地震の様子や被害状況、地震から十日ほど経過した人々の様子なども詳細にまとめられている。

代官所の管轄する高井・水内郡の九一ヶ村を家数六八七二軒、人口数二九二二五人と概算し、潰家二〇一五軒（内焼失十三、土中埋十六）、半潰家七八一軒、即死者五七八人、怪我人一四六〇人と報告しているが、善光寺の開帳に來ていた参拝者二〇〇人も、地震後に発生した火事により宿泊先で焼死したとしている。廻村した時には、地面は大きく割れ開き、泥水が噴き出し、歩く場所もないほどであり、山崩れによる土砂や大石が村々に転落し、田畠は押し潰され、用水路は大破していた。村々に流れる谷川には土砂が押し寄せて塞ぎ、水が一面に溢れている。家屋は平押しに潰れ、家財道具も貯えておいた食料も流されてしまつていて。その様子を、言語を絶する奇変の様子に恐怖を覚え、見るに忍びなかつた、と表現している。

このような状況におかれた人々は、村役人でさえも動搖し、村人は茫然として途方にくれるばかりで、役人の質問にも答えることが出来ない状態であった。飲み水も用水から取水していたため、水の確保が難しく、飢渴していた。代官所では、郷蔵の囲貯穀を持って廻村したが全ての村には手が及ばないこと、代官所近辺の中野村・松川村には寺院へ御救小屋を設置したこと、年貢納入についても、総高の七割の村が甚大な被害を受けていることが報告されている。

資料⑪は、文化四年八月十九日に発生した永代橋の崩落事故の被害人数と遺骸引取の状況、関係者の処罰等についての記事である。これは、十一年ぶりに江戸深川富岡八幡宮の祭礼が開催され、押し

寄せた群衆が永代橋に殺到、その重みで橋が崩落してしまったもので、歌舞伎や落語にもこれを題材としたものが作られている。橋から落ちた人数は凡そ三〇〇〇人程、見物客のほか、病氣で早引きしている。佃島や新地で死骸の引渡を行っているが、二十二日迄に引き渡したのは二三〇体、残っているのが九四体となっている。奉行所では、落死人が七三六人、半死半生怪我人が二〇〇人、遺骸十一の調査が行われている。検死前に引き取られた分を合わせると、一〇八七人分を処理している。この事故では、永代橋の請負三人、橋番七人、賃錢をとつて船渡しをした船頭十二人が入牢、残りの橋番は御預けの処罰を受けている。

### 三、事件処罰

ここには、主に文化期に起こった町人・僧侶・武士についての事件、処罰の記事が集録されている。

資料⑫は、京都神泉苑町で郷宿を営む長左衛門が、段々と羽振り

が良くなり、豪奢な屋敷を造るなど、派手な暮らしぶりが目に余るようになってきた。周囲ではそれを怪しんでいたが奉行所の詮議が行われることはなかった。そんな中、江戸からの指示で詮議が行われ、その結果、不正に資金を流用し、高利貸しをしていたことが明らかとなり、ほかの悪事も露見した。長左衛門は遠島・家財闕所、併は十五ヶ国御構追払、妻は京払、金を借りていた者には課金の処罰が下された。さらに、京都奉行所の与力・同心、下役の者十九人も関与していたとして、呵り・差控・当座慎などの処罰を受けている。

### 四、幕府関係

資料⑬は、用人を勤めていた家で不正を疑われて詮議を受け、結果、奉行所での吟味を受けて軽追放となつた浪人が、主家で自分を詮議した旗本を逆恨みし、殺傷した事件についての記事である。資料⑭は、谷中延命院の住職が大奥部屋方の下女と密通し、懷妊させ、堕胎薬を用いようとするなど破戒の行いのほか、寺の作事を無許可で行うなどの不始末で死罪となつた事件と、納所の僧の密通・処罰についての記事である。資料⑮は小普請組配下の者が起こした二つの事件についての記事で、一つは、金子の無心のために殺人を犯し、人を陥れようとした罪で処罰されたもの、もう一つは、暮らしに困り、娘を町人へ嫁がせ、妻に食売女の奉公をさせ、火付盗賊改の役人を騙って金子を欺しとつた罪で処罰されたものである。資料⑯は、武田河内守が雇つた乳母が実は穢多身分のものであつたことが判明したため、弾左衛門へその身柄を渡し、小児は七十日の食穢にあるとされている。

幕府の儀礼に関するものが集録されている。資料⑰は、文化三年（一八〇六）に琉球使節が江戸城に登城した時の献上物の目録と、大広間での返礼の席への参加者・下賜品の目録についての記事である。使節の派遣は、寛永十一年（一六三四）から始まり、將軍の代替り、琉球国王の代替りの時に派遣される。この時は琉球国王即位による謝恩の使節であった。献上品の中には、寿山石人形や芭蕉布がみられる。使節一行には薩摩藩が同行しており、藩主斉宣と嫡子斉興は帝鑑之間、家来は蘇鉄之間で、琉球正使読谷山王子は殿上之間、従者は柳ノ間で湯茶の接待を受けている。通常、江戸城に登城

した大名・旗本の控間は、その出自や官位・役職によって部屋が定められていた。資料⑯はその詰めの間の席次である。

資料⑯は、文化十年二月、將軍家斉の前厄のために行われた流鏑馬神事についての記事で、射手二十五人の成績が記載されている。この時の見物人は凡そ十二、三万人に及んだという。

## 五、風聞・その他

資料⑨は、聖徳院様柳原御屋敷御花見の歌とあり、詳細は不明だが、花見で詠んだ歌が五首載せられている。資料⑩の「羽織之弁」には、「喜三三述」とある。喜三一とは、秋田藩の江戸留守居役であつた平沢常富が、戯作者として明誠堂喜三一の名を用いたものである。武士としての旁ら執筆活動をしていたが、天明八年（一七八八）に上梓した『文武二道万石通』が、松平定信の政策を批判するものとして咎められることを藩主が懸念し、執筆を止められたと伝えられ、これを機に喜三一の号を譲つて戯作から身を引いたといふ。以後、狂歌の世界で手柄岡持などの号を用いて活躍している。資料⑯は、江戸で作られた狂詩が記載されている。資料⑯は、文政七年（一八二四）に江戸四ツ谷塩町で行われた敵討ちについての記事である。当年十八才になる宇市という若者が幼いときに父親を殺され、武術の修行を積み、逐電した敵を探し出して本懐を遂げた。そして、町内の自身番へ赴き、町法で裁いて欲しいと申し出たという。江戸時代の敵討ちは、基本的に武士階級の者が許可を受けて行うものであつた。しかし、町民や百姓、女性が行うこともあり、その場合、孝行や奇特なこととして許されることが多かった。

## おわりに

「聞書集」にまとめられている記事を概観してきたが、異国の接続情報については、初期の分は比較的集められているが、中期以降はほとんど集録されていない。災害関係では、文政十一年（一八二八）の越後三条地震などはみられない。また、事件处罚については江戸や京都で起こった多くの事件の一つであり、その他のものも含めて何らかの意図を持って集めたとは思われない。

桜井家は、鵜沼宿の本陣役を務めるとともに、村役人を務めており、中山道の宿場関係や宿泊者、地域内での繋がりの中から情報収集が行なわれていたものと考えられる。或いは、知人との書簡の遣り取りの中で集められたものであるかもしれない。いずれにしろ、かなり広範囲の情報を入手することができ、収集された情報量は膨大なものであったと思われる。

「聞書集」の作成年代が不明であるため、それぞれの情報が収集された時期を特定することはできないが、不穏な社会情勢や幕府の儀礼関係、災害に加え、人の噂話など、記載内容は多様である。これらの記事が清書され、朱書の書き入れなどもされており、手元に集まってきた情報を、大切に遺しておこうとしたことが伺われる。残念ながら、桜井家文書の中には同種の記録類は残されていないが、その情報収集の一端をみることができる貴重な資料である。

# 史料解讀文



○聞書集（一二五）

〔表紙〕  
「聞書集」

文化四年正月、下總国銚子黒生浦漂流の次第

文化四年正月、下總国銚子黒生浦漂流之次第

一卯正月廿日、御用番青山下野守様江御差出之處、翌廿一日御付札済

私領分下總国海上郡銚子飯沼村地内字黒生浦冲、去十五日昼四時頃、不見馴船相見候段、村役人共訴出候付、早速從地詰役人共罷出見請候處、昨日御届申上候、去十三

日高神村地内長崎浦乗廻り船ニも有之候哉、右黒生浦より一里程も隔り候沖ニ而、帆を下し船懸り候様子ニ相見候付、用船式艘差出、右近辺乗廻し様子見請候處、異国船ニ相違無之候付、程近く乗付候へハ、乗り組之内より差磨キ、船端江階子出候付、其所江乗付何國之船ニ候哉、何故此所江乘來り候哉、相尋候処、唐船ニ而長崎交易仕候商ひ船之由、乗組八十八人、外ニ遠州相良出船之船、是又沖合ニ而及難船、右水主六人助ヶ乗セ罷在候由、滯中難風逢、數日被吹流、今日此所江漂着之旨申之、第一米・水・薪等無之難儀至極之旨、依之乗移呉候様申聞候得共、折節西北大風ニ而浪立荒く、其上右船長サ十七・八間も有之、水際より凡高サ壹丈余も有之候付、階子綱等差出候得共、荒浪ニ而如何様ニも乗移兼、此方より乗参り候者小船ニ而危く候付、其段申断いつれ書付を以可申聞旨申述候付、別紙之通書付式通綱ニ結付差出候付、見届之者請取、船之大サ等見届、一同黒生浦江帰船之上、右書付披見仕候処、米・水・薪等登候段申越候、數日被吹流、水・木等無之難渋之趣相聞候間、先左之通差出候道、一白米四斗入 壱俵 一水壺石武斗 一松真木 拾束

右之通差遣候、且又唐山人差越候書付ニハ、唐船ト計有之地名不相分候付、別紙之通及筆談候処、唐山大清國与申書付差越候得共、本国地名何州何県と申儀、是又不相分候付、猶又別紙之通申遣候処、則認差越、追々様子相

糺往返懸合候内、最早入夜通船も不相叶候付、右場所ニ  
相詰罷在候所、夜明西北風烈敷、其儘難差置候付、先跳  
子川口外字目戸(夫婦)ケ鼻与申所迄引付候へ共、右場所甚難場  
ニ而風立候へハ、助ケ船茂難差出場所之旨、水主頭江申  
之候、勿論浪立荒候、唐山人共并遠州乗合之者共一同相  
歎、上陸之儀願出候得共、難成趣申聞候処、湊内江引入  
吳候様相願候付、汐合次第先川口迄引込候積ニ御座候、  
尤番船附置川端江仮番所補理昼夜役人共相固、見物之者  
近寄不申様、嚴重ニ相守罷在候、且唐山人差越候別紙書  
付本紙四通、外ニ此方より及筆談候別紙書付、并唐山人  
江同船仕候遠州相良之者六人より差越候書付本紙壹通、  
此方より及筆談候別紙書面写式通并船錠絵図壹枚差上申  
候、右之段彼地差置候家来共より申越候、此上如何取計  
可申哉、奉伺候、猶又船中之様子、其外委細之儀ハ追々  
可申上候、以上

正月廿日

御下札

御代官瀧川小左衛門書

### 文化四年八月、深川八幡宮祭礼の節、永代橋落のこと

文化四年卯八月十九日、深川八幡宮祭礼之節、永代橋落、水

死之者、同月廿二日迄ニ死人引渡之分

式百三拾五人

一佃嶋ニ有之死骸引渡無之分

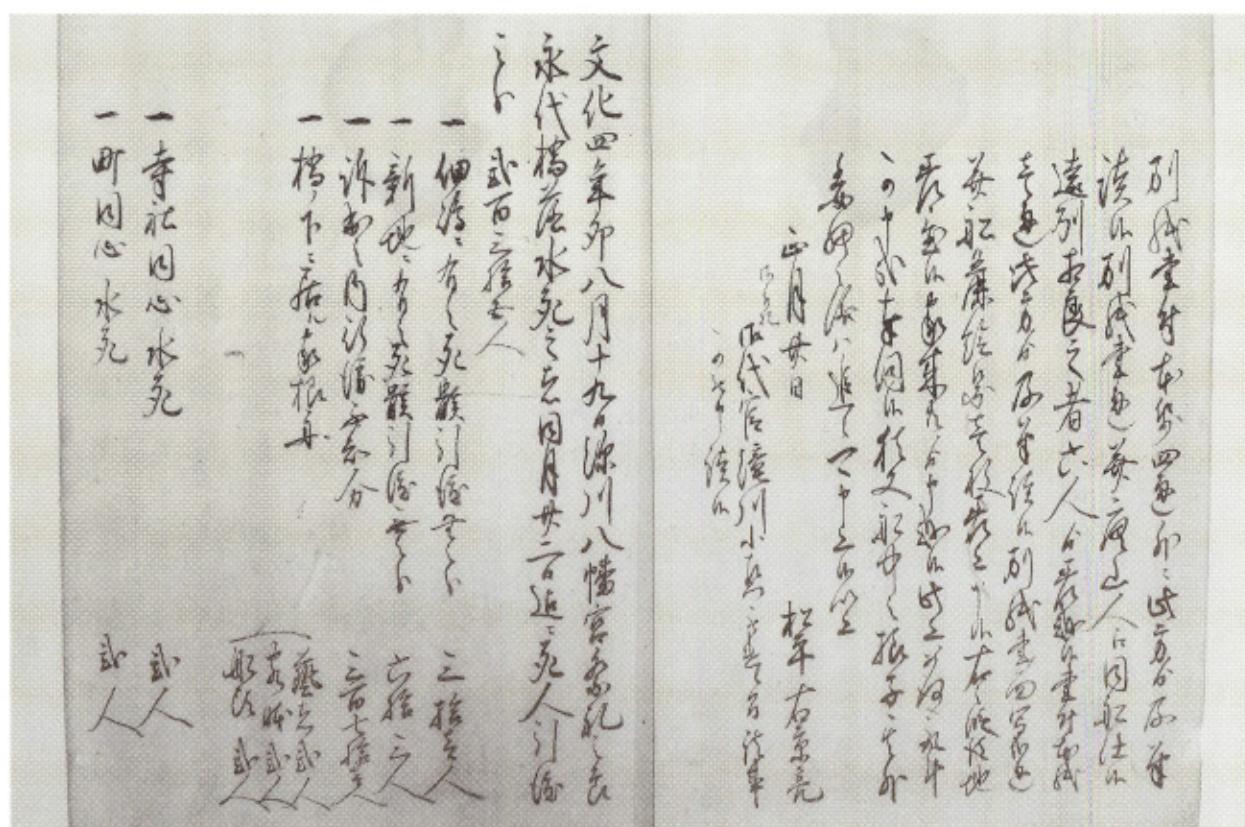
三拾壱人

一新地ニ有之死骸引渡無之分

六拾三人

一訴出之内行衛不知分

三百七拾壱人



一橋ノ下ニ居ル家根船

芸者武人

年寄

小玉大次郎

森本庄九郎

年寄手付  
物頭

高田藤右衛門

寺社同心水死  
町同心水死

式人

範彦助

右四人者病氣之体ニ而引取

水死七百九人

一落候人数不知、凡三千人程川より上り候衣類、持道具數多不

知、腰物大小凡百腰余

入牢之者

永代橋

請負三人

橋番七人

船渡し錢取候

船頭十式人

拾壺人

一欠落いたし候橋番人

同組下名主

仲町

森町

栄木善兵衛

清水八郎兵衛

月番

南御番所御役人

年番吟味

中田郷右衛門  
安藤小左衛門  
仁橋八右衛門

文化三年四月、江州粟津ヶ原にて服部安右衛門に手疵を負わせた者への仕置  
文化三年寅四月八日、江州粟津ヶ原ニ而服部安右衛門殿ニ手疵負セ候御仕置

落死人

内

七百三拾六人

侍

町人

八拾六人

女

子供男女

百五拾人

半死半生怪我人

死骸引取手無之分

七拾六人

腰物取残

腰物取残

百三人

死骸引取手無之分

十一人

百三拾六腰

惣人數

九百四拾七人

外ニ 檢使前引取候分

百四拾人余

惣メ千八拾七人

大御番

大岡久藏知行

文化三年十一月、琉球國中山王の使節の江戸城登城の時、中山王よりの献上物のこと

武州幡羅郡上奈良村名主相勤候清吉事

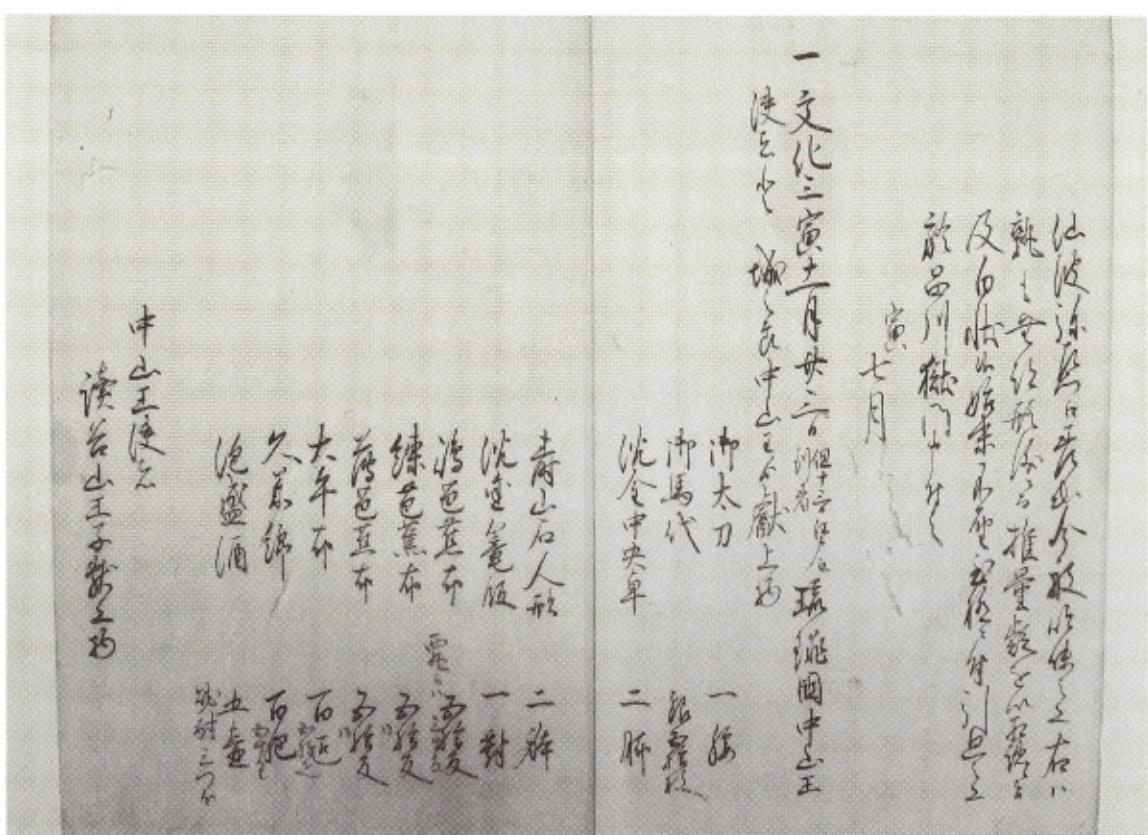
當時無宿浪人

前田織部

此もの儀、元地頭大御番頭巨勢日向守組大岡久藏方ニ、一旦用人か役をも相勤、同人勝手向、其外取計之儀ニ付、久藏親類大御番松平丹後守組服部安右衛門吟味を請候儀有之処、右安右衛門并久藏家来田崎武太夫吟味之趣難心得迎、不届之儀共有之故、奉行所吟味之上輕追放ニ相成、京都江罷越、此度服部安右衛門二条御番ニ而上京之趣及承、同人取計故ニ御仕置ニも相成、右ニ付親武州幡羅郡上奈良村ニ罷在候外記も存命不致積之由申越候書面を取用ひ、親之敵同様之由を申、江州膳所縄手ニおるて右安右衛門を駕籠越ニ疵付、右疵ニ而相果候段、御旗本江対不届之至、殊安右衛門其外之者共當時之上奈良村役人共申合、謀判を以金子かたり取、或ハ御朱印を焼捨候杯不輕儀を書付ニ認、右安右衛門同役仙波弥左衛門江差出、今般吟味之上、右ハ孰も無跡形儀ニ而推量疑を以相認候旨及白状候始末、不届至極ニ付、引廻之上於品川獄門申付之

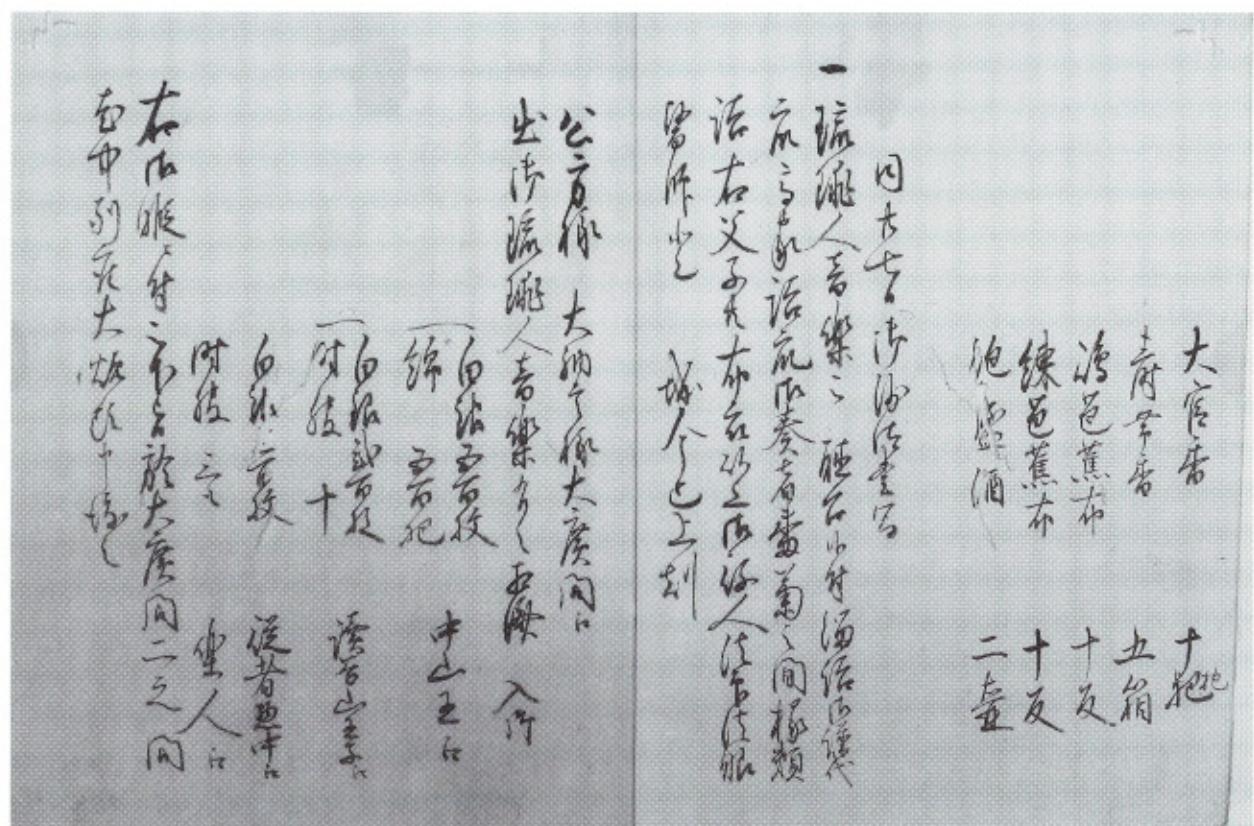
寅七月

中山王使  
漢古王子獻上物



一文化三寅十一月廿三日、但十三日江戸江、琉球國中山王使者  
登城之節、中山王より献上物

中山王使者	御太刀	一腰
読谷山王子献上物	御馬代	銀五拾枚
大官香	沈金中央卓	二脚
寿带香	寿山石人形	二体
嶋芭蕉布	沈金筆飯	一对
練芭蕉布	嶋芭蕉布	五拾反
久米綿	大平布	〔西丸江ハ三十反〕
泡盛酒	百疋	五拾反
十反	百抱	〔同〕
十反	五壺	〔同〕
十反	燒酎三つほ	五拾反
五箱	五百抱	〔五拾疋〕
十把	五百抱	〔五拾疋〕
十把	五百抱	〔五拾疋〕
中山王使者	中山王使者	〔西丸江ハ三十反〕
讀谷山王子献上物	讀谷山王子献上物	〔西丸江ハ三十反〕
大官香	大官香	〔西丸江ハ三十反〕
寿带香	寿带香	〔西丸江ハ三十反〕
嶋芭蕉布	嶋芭蕉布	〔西丸江ハ三十反〕
練芭蕉布	練芭蕉布	〔西丸江ハ三十反〕
久米綿	久米綿	〔西丸江ハ三十反〕
泡盛酒	泡盛酒	〔西丸江ハ三十反〕
十反	十反	〔西丸江ハ三十反〕
十反	十反	〔西丸江ハ三十反〕
十反	十反	〔西丸江ハ三十反〕
五箱	五百抱	〔西丸江ハ三十反〕
十把	五百抱	〔西丸江ハ三十反〕
十把	五百抱	〔西丸江ハ三十反〕
中山王使者	中山王使者	〔西丸江ハ三十反〕



泡盛酒

二壺

一十二月二日 御老中廻り

同四日 御三家廻り

同 日 江戸発足

文化三年十一月、御沙汰書の写し

同廿七日御沙汰書写

一琉球人音楽被聽召候付、溜詰御譜代衆、高家詰衆、  
御奏者番、菊之間櫻頬詰、右父子共布衣以上御役人、法印、  
法眼、医師、登城今已上刻、公方様、大納言様大広間江  
出御、琉球人音楽有之、相済入御

白銀五百枚

中山王江

綿五百把

読谷山王子江

白銀三百枚

従者惣中江

白銀三百枚

樂人江

時服三ツ

右之もの儀、一寺之住職たる身分をも不顧、淫欲を恣にし、  
源太郎妹ぎん、亦ハ大奥部屋方下女ころと密通に及び、其外  
屋形向相勤候女両三人艶筆を贈り、右之女參詣之節密会をと  
け、或ハ通夜杯と申なし、寺内ニ止宿致させ、殊ニころ懷妊  
之由承り、墮胎之薬を遣し、曾て破戒無悲之所行ニ候、其上  
寺内作事之儀、奉行所江申立候趣を引違へ、勝手儘ニ建直候  
事共、重々不届之至ニ付、死罪申付令出牢もの也

時服十

日道亥四拾歳

帝鑑之間

松平薩摩守

同 豊後守

讀谷山王子

殿上之間

従者

柳ノ間

蘇鉄之間

松平薩摩守家来

右於席々御菓子・吸物・御酒被下之

一其外ハ御玄関前腰懸、下馬腰懸両所ニ而下官江強飯被下之  
一同晦日上野此日公方様、大納言様、御台様上覧有之由ニ付、  
かうし町壱丁目御堀端通り半蔵御門より入、夫より上野

七月

右納所

柳全亥六拾六才

右之もの儀、延命院所家ニ而女犯不相成身分ニ乍罷在、新吉  
原五十軒道清太郎母りせと密通いたし、及女犯候段不届ニ付、  
晒之上触頭江相渡、寺法之通可取計旨申渡遣もの也

文化二年六月、酒井左衛門尉様より月番老中への地震被害の御

届け

一 文化二丑年、酒井左衛門尉様より御月番御老中様江御届之趣  
羽州庄内田川郡・飽海郡之内、当月四日之夜より同七日迄  
地震甚敷、地面所々裂候而泥水湧出、地形或高或低相成候  
処數ヶ所有之、右ニ付破損之覚

一 御米置場柵拾五・六間、其外所々倒、同所土居武拾間計引

申候

一 亀ヶ崎城傾、玄関廊下、台所向震倒、多門櫓痛、礎沈、堀  
橋所々痛、地面上四尺計、長五・七間程宛裂、泥水湧出、  
土居百間程之所沈、大手堀土置場百八拾間程之所岡ニ相成、  
其外土居切右下堀土置場、岡ニ相成申候

一 侍屋敷潰家

武拾軒

一 同長屋潰

八棟

一 同痛家

六軒

一 純人潰家

二軒

一 同痛家

百三拾五軒

一 町家潰

四百拾三軒

一 同痛家

四百廿四軒

一 寺潰

廿七ヶ寺

一 同痛

拾六ヶ寺

一 衆徒潰家

四拾七軒

一 社潰

七軒

一 修驗潰家

十七軒

一 別庄内田川郡飽海郡内当月冒  
い夜より同古近地震起處地面  
裂候泥水湧出地盤改ら或處重  
度敷下木立木等皆破損矣  
御米置場相沿之同所可見則因  
左拾武拾半引十山

一 長ヶ崎城傾玄関廊下當局震倒  
多門櫓痛硬沈崩塌而痛地堅實  
計長立七間程宛裂泥水湧出土居  
百間程之所沈大手堀土置場百八拾間

祖不圖、索々之所立居切右下堀土居  
端周、索々之  
同長屋潰

瑞國、索々之  
同長屋潰

因痛家

武拾軒

因痛家

大軒

因痛家

二軒

町家潰

百三拾五軒

因痛家

百三拾五軒

因痛家

百三拾五軒

因痛家

百三拾五軒

因痛家

百三拾五軒

社家潰

七軒

修驗潰家

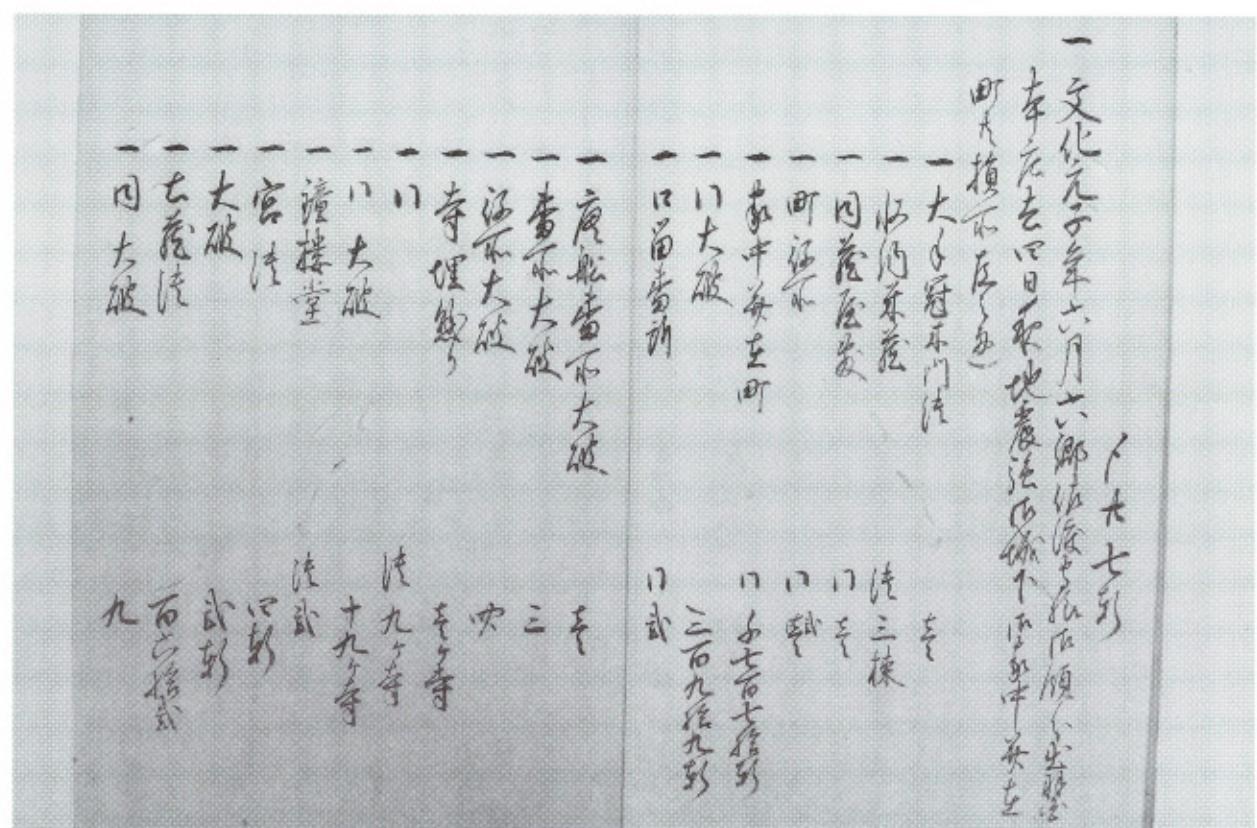
十七軒

一 痘瘍瘍家	一 社社	一 痘瘍瘍家	一 痘瘍瘍家
一 社社	一 社社	一 瘰瘍瘍家	一 瘰瘍瘍家
一 瘰瘍瘍家	一 瘰瘍瘍家	一 因痛家	一 因痛家
一 因痛家	一 因痛家	一 道心寧家	一 道心寧家
一 道心寧家	一 道心寧家	一 腹水家	一 腹水家
一 腹水家	一 腹水家	一 小腹家	一 小腹家
一 小腹家	一 小腹家	一 去產家	一 去產家
一 去產家	一 去產家	一 因痛	一 因痛
一 因痛	一 因痛	一 善氣家	一 善氣家
一 善氣家	一 善氣家	三	三
		武文八百廿六軒	武文八百廿六軒
		十七軒	十七軒
		一社	一社
		七軒	七軒
		三	三
		百八拾武	百八拾武
		三百九拾三	三百九拾三
		拾	拾
		三	三
		百五拾人	百五拾人
		百四拾五疋	百四拾五疋
		以上	以上
		六月廿八日	六月廿八日
		酒井左衛門尉	酒井左衛門尉
		三	三
		同痛	同痛
		一番所潰	一番所潰
		小屋潰	小屋潰
		土藏潰	土藏潰
		民家潰	民家潰
		一道心寧家	一道心寧家

一 享和三年七月、強雨雷鳴所々のこと	一 享和三年七月十四日夕八時過、強雨雷鳴所々餘り候ヶ	一 右之通御座候、田畑破損所之儀者、追而猶又御届可申上候、	一 同痛家
一 所左之通、雷鳴暮頃迄も残ル			
下谷			
妻乞			
深川 要泉寺			
藤堂左近将監下屋			
酒井近江守屋敷			
松平讚岐守厩			
土井能登守屋敷			
医学館前			
幸橋外蕎麥屋			
柳原			
昌平橋内			
小石川			
酒井近江守屋敷			
松平讚岐守厩			
土井能登守屋敷			
医学館前			
幸橋外蕎麥屋			
柳原			
昌平橋内			
小石川			
酒井近江守屋敷			
松平讚岐守厩			
土井能登守屋敷			
医学館前			
幸橋外蕎麥屋			
柳原			
昌平橋内			
小石川			
酒井近江守屋敷			
松平讚岐守厩			
土井能登守屋敷			
医学館前			
幸橋外蕎麥屋			

文化元年六月、六郷佐渡守様御領分出羽国本庄大地震被害の状況

麹町三軒家	赤坂一ツ木釜屋
深川	谷縫殿助屋敷
下谷	柴田丹波守屋敷
御成小路	大関伊予守屋敷
呉服橋内	加藤遠江守土蔵
下谷中御徒町	板倉内膳正屋敷
	矢野養寿
両国	藤堂和泉守中屋敷
西ノ丸下	井伊兵部少輔屋敷
数寄屋橋内	本多豊前守屋敷
根津	松平淡路守屋敷
山王	岡部美濃守屋敷
麻布	伊達遠江守屋敷
青山	内田伊勢守下屋敷
日比谷御門	松平右京亮屋敷
昌平橋内	戸田能登守屋敷
	水野左近将監下屋敷
外山屋敷	
一橋外	
廿七軒	
四ツ谷 御州土手	
板倉伊予守屋敷	



地震強、御城下御家中并在町共損所左之通  
一大手冠木門潰

一收納米藏

一同藏屋敷

一町役所

一家中并在町

一同大破

一口留番所

一唐船番所大破

一番所大破

一役所大破

一寺埋懸り

一同

一同大破

一鐘樓堂

一宮潰

一大破

一土藏潰

一同大破

一塙越

一象潟泥吹出埋

一塙越湊

右砂押上ヶ当地如陸地相成申候

金浦村之内

一金浦湊

壱

潰三軒

同壱武

同千七百七拾軒

三百九拾九軒

同武

壱

三

四

壱ヶ寺

潰九ヶ寺

潰式

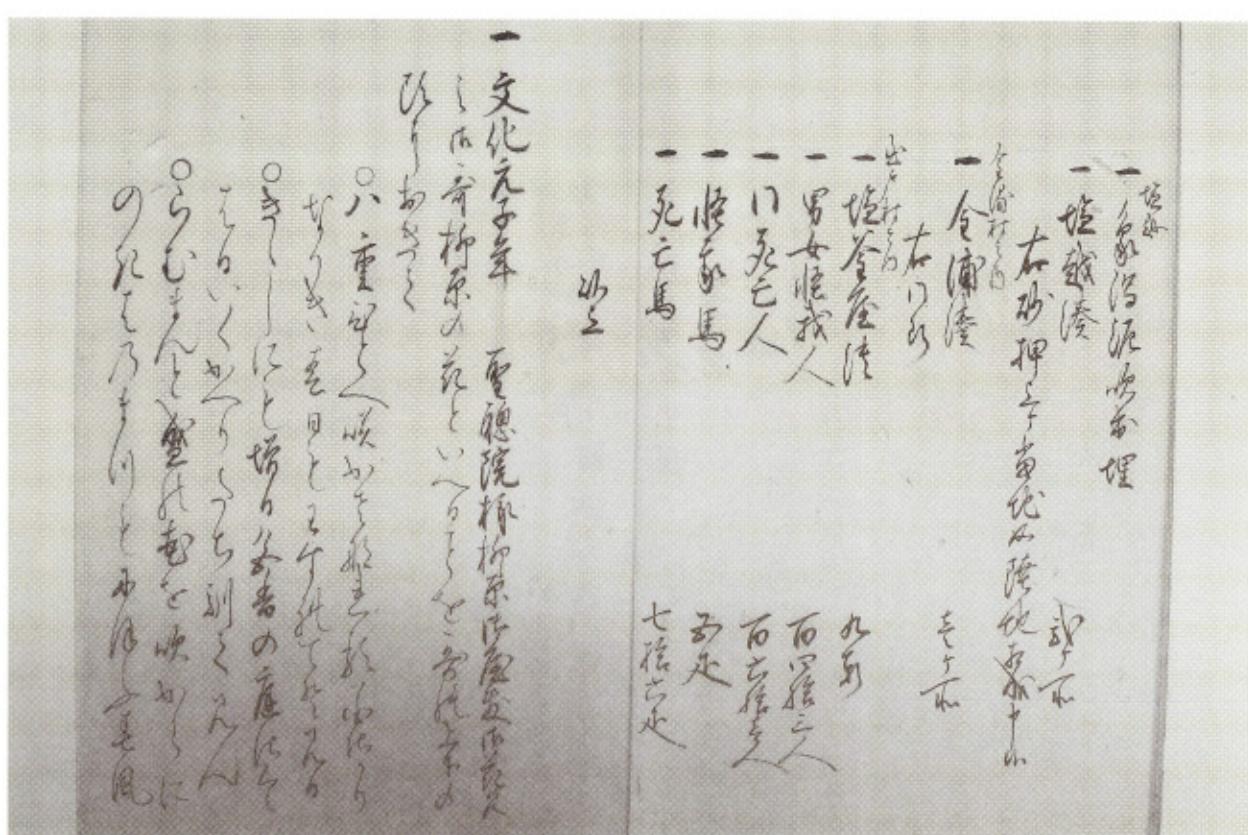
四軒

式軒

百六拾式

九

壱ヶ所



右同断  
 出戸村之内  
 一塙釜屋潰  
 一男女怪我人  
 一同死亡人  
 一怪我馬  
 一死亡馬  
 以上

九軒

百四拾三人

百六拾壱人

五疋

七拾六疋

文化元年、聖徳院様柳原御屋敷での御花見の御歌

一文化元子年、聖聴院様、柳原御屋敷御花見之御歌、柳原の花  
といへることを歌の上下の頭におきて

○八重ひとへ 咲かさなれる 花さかりなりき 春日も  
わすれてそ見る

○きゝしにも 増日色香の 庭さくら はるいくかへり  
たち馴て見ん

○らむまんと 盛の花を 吹からに のきはのまつも に  
ほふ春風

○春毎に かくて盛を かさねなは なたかき花の 庭と  
なるらん

○咲花の 色香のミかは さま／＼に うつるなかめの  
庭にめかれぬ

十德ハ上下の弟にして八徳の兄、羽織ハ袴の弟にして道服  
 の兄、大宮人の道行振てふものも羽織とハ、御乳兄弟にて  
 こそましくけめ、袴着ぬ折しもハ羽織も數まへたれて、  
 炎暑にたへぬ時といへとも、羽織着ぬハ非礼とするもの也、  
 倾城客に対し謂言、モシへとなも羽織をおとんなんし、足  
 とは礼也、礼服に非すハ、イカテカ此詞を出さんや、此羽  
 織の長き短をよしとす、故ニ大谷馬十か言ひきと有し、足  
 の裏のみゆるを庄屋といふ、又陣羽折ハ樟脳くさく治世の  
 德ならすや、稽古事の看板ハふつき冬ハのし日の裏を附、  
 夏ハ半さらしのあひさ歟、臣たる三ひんハ、ちりめん、羽  
 二重の古羽織、主なる人の不都合なるも面白なき事ならず  
 や、中ウ人以下の袖なし羽織、女の羽をりハ岩田帯のつゝ  
 まし隠すによろしく、こゝに羽織と称して衣服にあらす  
 銘曰

通哉羽織隨而進退速也、獨行之急雨卷而懷ニス、閑居の静  
 雪ニツ重ぬるも可也、能人に交而礼を備へ、貧乏隠しの名、  
 元來嚴なる時ハ隠れ、和なる時ハ顯る、ふうわりと風を含  
 て命なかし

暑き日はひらりと脱て  
 おきつ風寒ひ時にハ  
 ちよいときなさい

喜三二二述

一 脈識の辨

春無事かくて坐と立と行がる  
せうとまへぬ處とせりしん  
○咲花の女房のくはをぬに  
うりぬせりえの處とくはれ無  
十法ハ上下左右にて八徳の足脉  
ハ脉の身にて右脉の足大主人の  
道り筋とよのを脉識とハ乳管  
あくとせきとよのを筋是れ即ヒ  
脉識も數え多きと是と多品  
時と少くと脉識も少く脈邊も少

之や領域おに對一謂云モニシキ  
脉識とよんがくと是禮也禮儀  
非モハカチタ其如と止ムノハは脉識の  
長き筋とよんがく故、大吉馬ト、  
之ひきと自一足脉素のえゆと  
左脉とは拂又彈根筋ハ樟脇筋と  
婆の傳で、すて誓有る者役ハ  
本筋一筋引ひたる者方ニ御心ト  
ちうん脉二重筋右脉識玉筋の人の  
之多会せり故と而目がき事せり

銘曰

中人掌の神か一脉識女の脉か  
武田常行候口源子に印  
百に脉識、脉一して夜宿江河川  
通哉脉識隨而進退速也獨行  
之急雨卷而懷ニシケ居の辨雪ニ  
をめりし可也能人ト交而禮ニ備  
貪急服一の急え本巣多リ附ハ  
腰附和氣附ハ底々紳ノモリ風  
と合て合附

是日ハ仰々里と復々

かうの風まひ付ハ  
ちうくとまひ付

衣ニニ西

武田河内守様召抱の乳母のこと

武田河内守様、先達而御乳母被召抱候處、穢多之娘之由、  
此節相知候付、町御奉行江御引渡被成候筋ニ可有之哉之段、  
小田切土佐守様 町奉行江 武田様より御問合被成候處、  
小田切様御挨拶ニ、穢多之仕置ハ彈左衛門取計候筋ニ候間、  
町御奉行所ニ而ハ御取扱難被成候間、彈左衛門方江為御懸  
合被成候様ニとの事故、弾左衛門方江其段被仰遣候處、御  
門前払ニ被成候ハ、取計可申候段御請申候付、御家風ニ

合不申候付、御暇被下候旨申渡、御門前江送り出し候処、  
御門前ニ穢多共参り居、召連行キ申候由、且又御小兒様右  
之者之乳被召上候付、此儀ハ如何御心得被成候而可然哉之  
段、御窺被差出候処、御差図ニ右之者乳給へ候儀ハ全食穢  
ニテ候間、七拾日過候ヘハ穢無之候間、左様御心得候様被  
仰出候由

一 文化元年五月、長左衛門一件につき御仕置申渡のこと

文化元年五月廿二日四時申渡之

京都町奉行御役所近辺、神泉苑町と申所ニ御奉行所訴状を  
認候長左衛門与申もの、近年追々勝手宜相成候体ニ而、次  
第二奢侈增長し、ことの外大造成家作いたし、唐木ニ而唐  
破風作り、門構ニ而座鋪之様子きらひやかに、幾間数と云  
事なく夥敷広き事ニ而、扱泉水ニハ名鳥を籠メ置、鳥一羽  
廿金以下之品無之と云沙汰也、勝手之方土蔵ハ皆石柱ニ而  
時ニ結構至極之普請之よし、手広ニ暮し両町奉行所江ハ一  
盃ニ立入候旨、扱妾ハ白歛之美女十八人迄抱置候旨、右長  
左衛門ハ五拾歳余之者ニ而在之由、右之通奢侈增長いたし、  
いかにもあやしき体ニ候得共、一向町奉行所よりハ沙汰無  
之処、御目付方より言上ニ而も有之候哉、江戸より御沙汰  
有之候旨ニ而、先達而より御吟味ニ相成、右長左衛門入牢  
いたし、追々及白状候処、七条村と申所之穢多金井所々ニ  
而滞り入候金子廿四万両余有之、夫を御用名目を以芝居役  
者、其外河原もの、又ハ町家などニも高利ニ貸付候旨、追々  
懸り合手広ニ相成、穢多ハ不及申、芝居之役者不残座元等

日々之様ニ白洲江出候由、大造成事ニ相成、其外種々之悪  
事も致露見候段、吟味治り之上、去廿六日御仕置被仰付候由

遠嶋家財閥所

山辺長左衛門

十五ヶ国御構追払

同人 伴

京払

同人 家内

十五ヶ年賦上納

金滯り之者

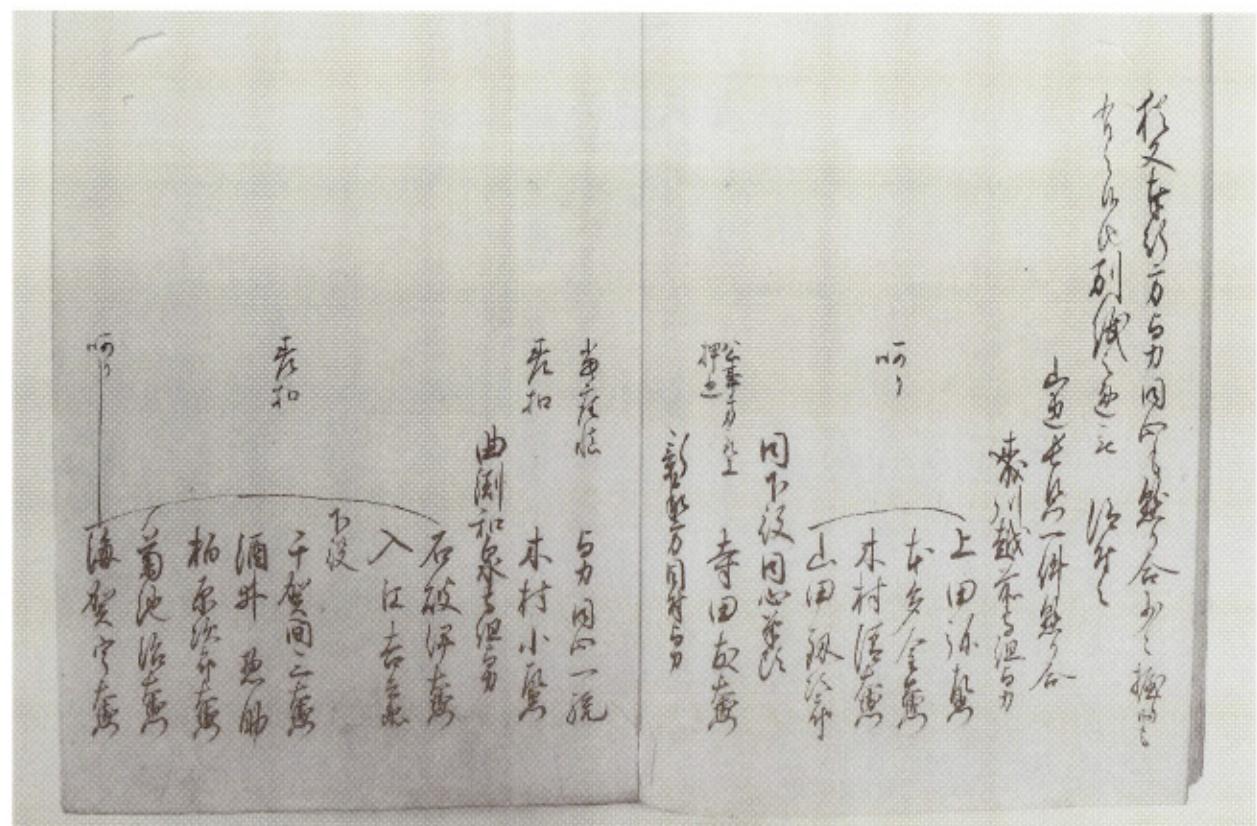
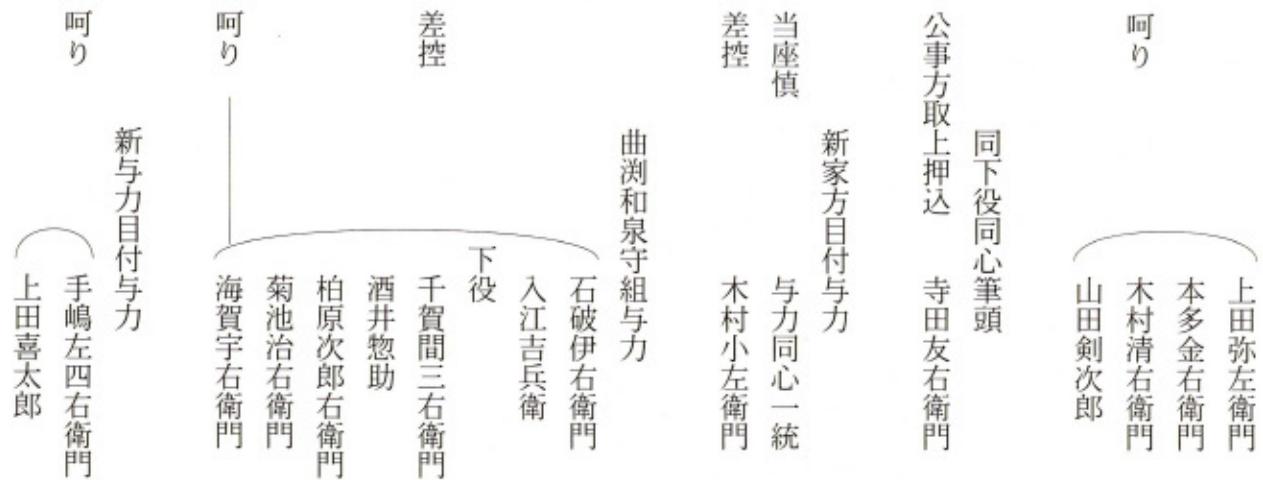
右之通ニ而落着候由、欠所金夥敷有之旨、猶又奉行方与力・  
同心も懸り合少々握り候も有之候由、別紙之通被 仰付之

山辺長左衛門一件懸り合

森川越前守組与力

一 文化元年五月、長左衛門一件につき御仕置申渡のこと

京都町奉行御役所近辺、神泉苑町と申所ニ御奉行所訴状を  
認候長左衛門与申もの、近年追々勝手宜相成候体ニ而、次  
第二奢侈增長し、ことの外大造成家作いたし、唐木ニ而唐  
破風作り、門構ニ而座鋪之様子きらひやかに、幾間数と云  
事なく夥敷広き事ニ而、扱泉水ニハ名鳥を籠メ置、鳥一羽  
廿金以下之品無之と云沙汰也、勝手之方土蔵ハ皆石柱ニ而  
時ニ結構至極之普請之よし、手広ニ暮し両町奉行所江ハ一  
盃ニ立入候旨、扱妾ハ白歛之美女十八人迄抱置候旨、右長  
左衛門ハ五拾歳余之者ニ而在之由、右之通奢侈增長いたし、  
いかにもあやしき体ニ候得共、一向町奉行所よりハ沙汰無  
之処、御目付方より言上ニ而も有之候哉、江戸より御沙汰  
有之候旨ニ而、先達而より御吟味ニ相成、右長左衛門入牢  
いたし、追々及白状候処、七条村と申所之穢多金井所々ニ  
而滞り入候金子廿四万両余有之、夫を御用名目を以芝居役  
者、其外河原もの、又ハ町家などニも高利ニ貸付候旨、追々  
懸り合手広ニ相成、穢多ハ不及申、芝居之役者不残座元等



同 同心

大塚新八

新らカ開港地

も活在軍

同

同心

同

太塚新八

公事方同心

同

櫛積平之進

呵り  
末元新五郎

文化二年五月、長崎にてロシア人へ仰せ諭された趣

一 文化二年乙丑五月、長崎ニ而ヲロシヤ人江被おおせさとされそうろう仰おおせさとされそうろう諭候趣

我国昔より海外に通向する諸國少からずといへとも、一事

便宜にあらざるかゆへに、我国の商売外國に往事をとゝめ、

外國より来事を許さず、たゞ唐山・朝鮮・琉球、紅毛の往

來する事ハ互市の利を必とするニあらず、来る事久しき、

素より其謂れ有を以てなり、其国のこときハ昔よりいた

曾て信を通せしハなし、はからざるに、前年我国漂流の人

をいさなひて松前に来て、商をこひ合、又長崎に至而好を

通し、交易をひらかんよしをはかる、既ニ其事再びにおよ

ひて、深く我国に望む心あり、是切なるをしれり、然とい

へとも望心の通信を商の事ハ重てこゝに諭すへからざるも

のあり、我国海外ハ諸國と通信せざる事既に久し、憐誼外

國に修る事しらざるにあらず、其風土異にして事情におけ

るも、又懼心をむすぶにたらす、徒に行李を煩わさむ故を

以て強て通せす、是我国歷世對強を守常法なり、いかて其

国一价の故を以て朝庭まほ歴世の法を変すべけんや、礼ハ往来

本ほとをよきと害有りと源くれども  
あり互市交易の事多くてたゞ  
信と事あつたゞ姫とむすゞまう  
又家臣の想ゆるも小ぎりか  
家とゆく事り事とせん朝庭の  
一言かくのと再び事りまゝと貴を  
車がれをみや小保帆を

右をナ倫漂流の倭人へけ方ロ

清丸

爰

三百筋

佛

三百把

船

三

筋

一

文化四卯二月廿二日

爰 三百筋  
佛 三百把  
船 三

筋

一

文化四卯二月廿二日

一 文化四卯二月廿二日

松前若狭守

右前若狭守  
綿 三百把  
被下之

一

文化四卯二月廿二日

松前若狭守

蝦夷地之儀ハ右事不そく方家ち進退  
ノ平一茶山の夷國江接ノル清々

万端ノ事あ難整様子付定章ニ東  
那夷地上地

坐定

公義御付

清付西張事之儀ハ

壯士ノ備ホシヨリ少浪敷行重仰立

外國江境不客易ノ事

是事ノ方度松前西張事化一會

至少偏ニミ方モ新規九千石ノ革

船

一

文化四卯二月廿二日

蝦夷地にロシア船來着、蝦夷地警固役仰付のこと  
一 文化四卯三月廿二日

松前若狭守

蝦夷地之儀ハ、古来より其方家ニ而進退いたし來候得共、  
異國江接し候嶋々、万端之手当難整様子ニ付、先達而東蝦  
夷地上地被仰出、從公義御处置被仰付候、西蝦夷之儀  
も非常之備等其方手限難行届段申立、外國之境不容易之事  
ニ被思召候間、此度松前西蝦夷地一円被召上候、依之其方  
江者新規九千石被下、場所之儀者追而可相達候

を尚婦今其國の礼物を請て、答すんハ礼を知らさるの国ならん、答んとすれハ海外万里何れの国かしかるへからさらん客さるの勝れるにしかず、互市のこときハなきに、かふおのノ其利有に似たりといへとも、通して是を論すれハ、存外無価の物を得て、我國有用の貨を失ハん、要するに国計の善なるものにあらす、いわんや又輕漂の民、奸猾の商物をさそひ、価をあらそひ、たゞ利を謀てやゝもすれハ風を壞り俗を乱る、我民を養ふに害有て、深く取らざる所あり、互市交易の事なくして、たゞ信を通しあらたに好をむすぶ、素より又我国の禁ゆるやかになしかたし、爰を以て通る事をせず、朝庭の一言かくのことし、再び来る事を費す事なけれ、すみやかに帰帆すべし

右之通申諭、漂流の倭人ハ此方江請取

一 文化四卯三月廿二日

松前若狭守

一

文化四卯三月廿二日

松前若狭守

但御礼席之儀者是迄之通

一文化四卯年

当四月廿三日、箱館より三百里程北之方、東蝦夷地<sup>（留那）</sup>とろふ嶋之内、ナイホと申所へ魯西亞船二艘來着、上陸いたし、番人等擄捕番屋・藏々焼払ひ、同廿九日同嶋之内箱館奉行支配向之者罷在候会所、シヤナト申所江右船二艘差寄、上陸いたし、大筒等を打懸候付、勤番之者共相防、五・六人程打殺、深手為負候者も有之候之處、夜ニ入裏手江相廻、火をかけ焼払候付防兼、一同シヤナを引退候由、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以来、南部津輕之沖間ニも怪敷船相見、同十九日箱館近辺之沖江も乗寄候處、無程同所より西之方エサン崎と申所之沖江走通り帆影も不相見、右之外別条無之事ニ付、於世上從是風聞可有之候間、心得罷在、向々江も無急度可被咄置候事

六月十一日

若御年寄

堀田撰津守

松前表為見分相越候付、金三千両御内々より拝借被仰付候

六月八日

一文化四卯年

十一月朔日、御用番松平伊豆守様御宅江松平政千代様・松平金之助様御留守居御呼出、左之御書付御渡之由

会津

但御礼席之儀者是迄之通

一文化四卯年

当四月廿三日、箱館より三百里程北之方、東蝦夷地<sup>（留那）</sup>とろふ嶋之内、ナイホと申所へ魯西亞船二艘來着、上陸いたし、番人等擄捕番屋・藏々焼払ひ、同廿九日同嶋之内箱館奉行支配向之者罷在候会所、シヤナト申所江右船二艘差寄、上陸いたし、大筒等を打懸候付、勤番之者共相防、五・六人程打殺、深手為負候者も有之候之處、夜ニ入裏手江相廻、火をかけ焼払候付防兼、一同シヤナを引退候由、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以来、南部津輕之沖間ニも怪敷船相見、同十九日箱館近辺之沖江も乗寄候處、無程同所より西之方エサン崎と申所之沖江走通り帆影も不相見、右之外別条無之事ニ付、於世上從是風聞可有之候間、心得罷在、向々江も無急度可被咄置候事

六月十一日

若御年寄

堀田撰津守

松前表為見分相越候付、金三千両御内々より拝借被仰付候

六月八日

一文化四卯年

十一月朔日、御用番松平伊豆守様御宅江松平政千代様・松平金之助様御留守居御呼出、左之御書付御渡之由

会津

松平金之助

蝦夷地警固被仰付候間、人數五百人程可差出候

一要害之地所々江相備候事ニ候條、二手・三手ニも引分候儀相成候様、武器其外共組合可被申候、尤大簡用意、火矢等可有用意候

一於彼地備場所請取之上、異國船防方之儀ハ、頭役之者見計ひ等可致候、勿論松前奉行支配之者及差引候とも、如何と存候儀、無遠慮可申談候

一備方之手配ニより申置候人數より増減有之候而も不苦候、人數押之儀ハ海陸勝手次第二候

但、海陸候ハ、手舟又ハ雇舟ニても心次第二候

右之通被得其意、來正月中旬迄彼地江到着候様、人數可被差出候、松平政千代江も人數差出候様相達候、備場所人數割等委細之儀ハ、松前奉行より可相達候條可被承合候

十一月朔日

松平政千代家老

中村日向

松平金之助家老

田中三郎兵衛

右兩人御用之儀有之候間、不差急出府可有之候旨、御達有之由

但、政千代家老ハ來廿日頃到着之積り、金之助家老ハ十五日頃着之積り之由

南部大膳大夫

松平政千代家老  
中村日向  
松平金之助家老  
田中三郎兵衛

四十七年正月

右南支那國之奉行、江戸に於て上席

但政千代家老ハ來廿日頃到着之積り  
金之助家老ハ十五日頃着之積り

右南支那國之奉行、江戸に於て上席  
但政千代家老ハ來廿日頃到着之積り  
金之助家老ハ十五日頃着之積り

蝦夷地所々差出置候人数、異国船防方之儀、松前奉行支配之者及差引候へ共、如何与存候儀ハ頭役之者より無遠慮申談、存分ニ打払等可致候、役人之差引ニもたれ不申候之様可被申候

十月廿九日

右土井大炊頭様御宅江留守居御呼出、御書付御渡之由

酒井左衛門尉様

先達而蝦夷地嶋々江異國船渡り来候節、人数差出彼地江滯留も久敷、家来とも大儀之事ニ候、此段可申聞旨上意ニ候

十一月十五日

佐竹右京大夫様

津輕越中守様

何等之御沙汰無之由ニ候

長崎にロシア船渡來、大村上総介様領海警固のこと

肥前彼杵郡大村

大村上総介様

一八月十五日、長崎表江魯西亞船就渡來、上総介様御領海御固船、其上同所陸之固井湊内固船被仰付付、早速御差出被成候、然処右船其儘難被差置、燒潰被仰付候故、御奉行松平図書頭様ニハ其場江御越、御奉行所明候ニ付而、上総介様甲冑支度ニ而急速御越、御奉行所相守候様被仰付直ニ彼地江御越被成候、右之趣兩度以早追御申越有之候付、其段御用番様江去三日夜、追々御届有之候旨、為御知奉札來候事

九月八日

文化四年十月、小普請組伊藤留之助・青木弥五郎の処罰について

一文化四年、公義<sup>(猪)</sup>ニ而被 仰渡品左之通

小普請

辺見左近支配

伊藤留之助

卯五十七

此者儀困窮ニ迫り、小普請組小浜長五郎支配曲直瀬杏庵養

父、隱居曲直瀬壽徳院江金子無心申懸、不得心ニ候ハ、可致殺害と存、召仕之小女妨ニも可相成とて、壽徳院を欺キ、小女を召連出、於途中討捨、壽徳院裏江立忍候処、被見咎立帰候上、金子貸借之事ニ而壽徳院及不法候儀有之由、取扱之書付認置候段不届之至候、依之遠嶋被仰付もの也

小普請組

小浜長五郎支配

曲直瀬杏庵家来

宮崎新右衛門

同断

近藤登助支配

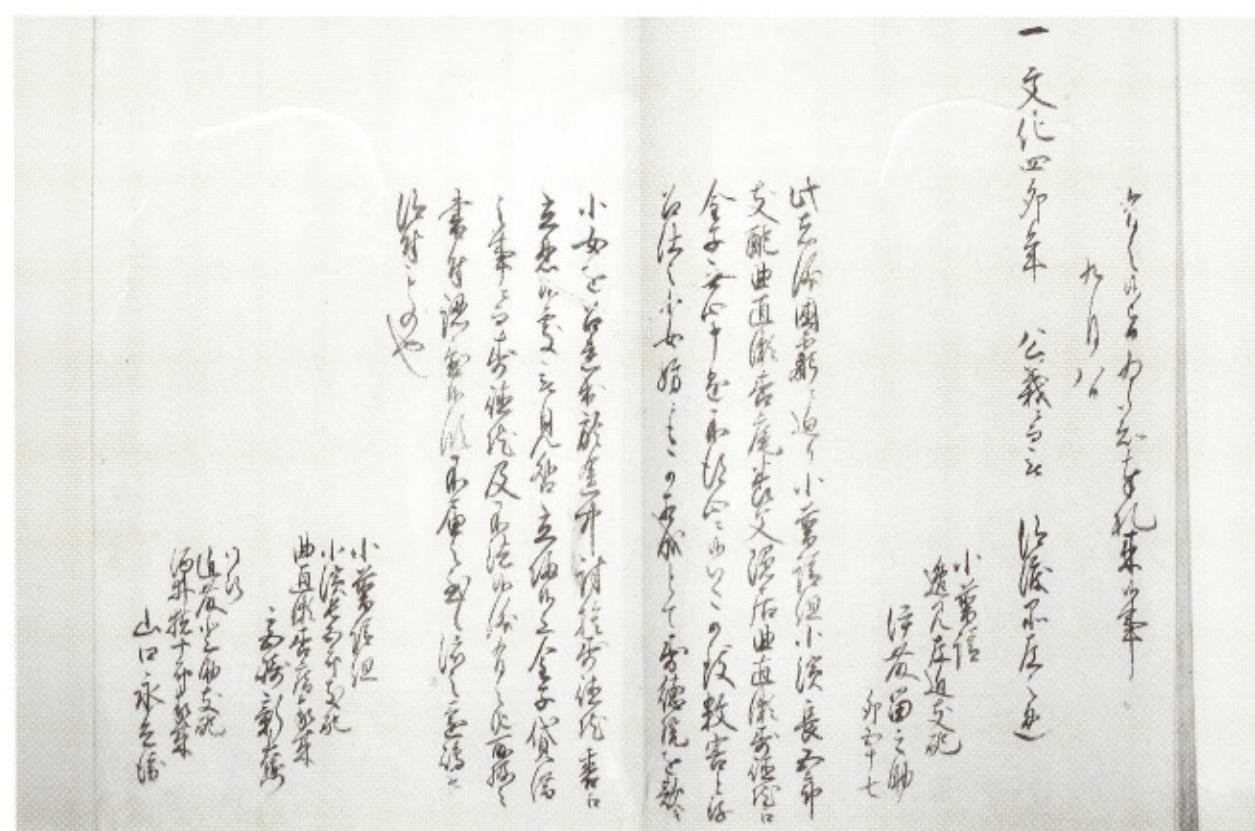
酒井猪十郎家来

山口永兵衛

本所緑町一町目

九兵衛店

喜三郎



同所藏町

清吉店

佐助

伊藤政次郎

卯十二

父留之助不届之品有之、遠嶋被仰付候、依之中追放申付候

但、兩人とも十五才迄親類共へ預置

右者十月廿三日右同人被申渡、立合美濃守殿、中務殿被相越

曲直瀬杏庵家來

龜山左吉

酒井猪十郎家來

関山助右衛門

此もの儀、娘りへを願も不致町人太兵衛江呉遣、殊困窮ニ而暮

方ニ差支、

吉右衛門より金子借受、返済之手段無之候辻、同人

世話を以妻ふみを三ヶ年季之積、

給金十八両ニ相極、

旅籠屋伊

之助方江食壳奉公ニ差出、右給金之内返金いたし、又ハ世話料

諸入用等差引武両式分請取遣捨、殊ニ親類共ふみ事を相尋候故、

申訳いたし置候得共、可頗様子ニ付、吉右衛門江申談候処、同人

人知人仙五郎請人ニ成、千住宿へ食壳奉公ニ差出置候、とよ儀

武州川越辺之者之由、源藏共ニ欠落いたし、上総国江参候趣ニ

付、とよを尋出、連帰、同人を人代りニ差出、ふみは可暇取旨

申候付、与風悪人出似役人ニ成、吉右衛門、仙五郎を手先之由

申、とよを相尋、右不相知候ハ、金錢ニ而為取扱、配分可致旨

申合、木錢穀代之請取帳を拵、上書ニハ火附盜賊改荒尾但馬守

組小倉太郎右衛門、青木勘十郎と名前認、太郎右衛門名前へハ

其方共儀、伊藤留之助御詮議一件ニ付相尋候処、不埒之筋も無之間、一同無構

小普請  
八木十三郎組  
青木弥五郎

卯三十五

父留之助不届之品有之、遠島被仰付候、依之中追放申付候  
但、兩人とも十五才迄親類共へ預置

右者十月廿三日右同人被申渡、立合美濃守殿、中務殿被相越

同人次男

父留之助不届之品有之、遠島被仰付候、依之中追放申付候  
但、兩人とも十五才迄親類共へ預置

右者十月廿三日右同人被申渡、立合美濃守殿、中務殿被相越

此もの儀、娘りへを願も不致町人太兵衛江呉遣、殊困窮ニ而暮

方ニ差支、

吉右衛門より金子借受、返済之手段無之候辻、同人

世話を以妻ふみを三ヶ年季之積、

給金十八両ニ相極、

旅籠屋伊

之助方江食壳奉公ニ差出、右給金之内返金いたし、又ハ世話料

諸入用等差引武両式分請取遣捨、殊ニ親類共ふみ事を相尋候故、

申訳いたし置候得共、可頗様子ニ付、吉右衛門江申談候処、同人

人知人仙五郎請人ニ成、千住宿へ食壳奉公ニ差出置候、とよ儀

武州川越辺之者之由、源藏共ニ欠落いたし、上総国江参候趣ニ

付、とよを尋出、連帰、同人を人代りニ差出、ふみは可暇取旨

申候付、与風悪人出似役人ニ成、吉右衛門、仙五郎を手先之由

申、とよを相尋、右不相知候ハ、金錢ニ而為取扱、配分可致旨

申合、木錢穀代之請取帳を拵、上書ニハ火附盜賊改荒尾但馬守

組小倉太郎右衛門、青木勘十郎と名前認、太郎右衛門名前へハ

吉右衛門印形いたし、勘十郎名前へハ此もの印形致シ、或ハ書

状取扱、十手捕縄を持、右組同心青木勘十郎と名乗、吉右衛門、

十一月十三日

大賈次右衛門御代官所  
武州川崎砂子町

仙五郎  
百姓

十一月十三日  
届至極ニ付、獄門申付之

此者吉右衛門御代官所ハ西行候事ニ付、少主ハ妻・夫みと  
食賣奉る。余、吉右衛門御代官所ハ夫々江申談、金子為差出、都合式両壹分式朱欺取、  
而仙五郎より夫々江申談、金子為差出、都合式両壹分式朱欺取、  
壹分式朱余ハ三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハいまた配分不致所持  
いたし罷在候始末、軽くも御扶持被下候身分ニ有之間敷儀、不

仙五郎を供之体ニいたし召連、上総下総辺徘徊いたし、旅籠や  
江泊酒食いたし、五井村寅松、其外之ものを召捕縛り、彼是相  
尋候節、吉右衛門、仙五郎ハ取扱候体ニいたし成、差免候跡ニ  
而仙五郎より夫々江申談、金子為差出、都合式両壹分式朱欺取、  
壹分式朱余ハ三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハいまた配分不致所持  
いたし罷在候始末、軽くも御扶持被下候身分ニ有之間敷儀、不

大賈次右衛門御代官所  
武州川崎砂子町

仙五郎

卯三十六

此者青木弥五郎ハ御扶持人ニ候上ハ、妻ふみを食売奉公等ニ差  
出候儀ハ有之間敷事ニ候を、吉右衛門より被頼候とて、伊之助  
方江奉公済之口入いたし、身分等取扱候請状江口入人と認、印  
判いたし差遣、右礼金として給金之内三分貰請、剩右弥五郎儀  
加役方組同心青木勘十郎と名乗、似役人ニ成、上総下総辺村々  
ニ而百姓を捕、繩を以縛り、無跡形儀共相尋候節、兼而申合置  
候通、此者吉右衛門ハ供之者之様子ニいたし、取扱候体ニ而伴  
候通、此者吉右衛門ハ供之者之様子ニいたし、取扱候体ニ而伴

言いたし遣被差免候、寅松其外之者共より都合金式両壹分式朱  
ねたり取、壹分式朱余三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハ所持いたし  
罷在候始末、旁不届ニ付、敲之上重追放申付之

小賈次右衛門  
八木子高浪  
吉右衛門御代官所

小普請

八木十三郎組

青木弥五郎妻

ふみ事

かみ事  
かみ八

卯廿八

とみ

は左原支事奉清井通と因家にてま  
病氣より苦病方、彦空吉を爲めに准て食事上  
医師へ申付す。御体よし。右口はよの食  
賣すまこと、右給金を以取続、且吉右衛門  
返金と致度旨、返金を以取続、且吉右衛門  
照止候。右給金を以取続、且吉右衛門  
少々水牛方とも、右給金を以取続、且吉右衛門  
伊之助方食賣女をまこと、右給金を以取続、且吉右衛門  
水牛方食賣女をまこと、右給金を以取続、且吉右衛門

此者儀、夫青木弥五郎兼々困窮いたし、其上病氣ニ而暮方ニ差  
支、吉右衛門より追々金子借受、返済之手段無之難儀いたし候  
間、此もの食売奉公ニ出候ハヽ、右給金を以取続、且吉右衛門  
方江返金も致度旨、弥五郎達而相頼、夫之難渉、難黙止儀ニハ  
候得共、弥五郎ハ御扶持被下候身分ニ候上ハヽ、取計方も可有之  
處、得心いたし旅籠屋伊之助方江食賣女ニ奉公済いたし、相勤  
罷在候段不埒ニ付、親類共江引渡、押込申付之

深川永代寺門前町

藤藏店

武右衛門

卯六拾八

はよ深川居内役小石島は吉右衛門より被頼  
食賣奉公人妻夫婦と押込一付と申候  
蓬萊山中妻夫婦と押込一付と申候  
酒味は者と申候。伊之助方江食賣奉公ニ差出候節、ふみ  
内も礼金三千五百石、り其活用金を  
於此に申候。申候上に申候

此もの儀、同居為致候吉右衛門儀、青木弥五郎方より被頼、同  
人妻ふみ身分を押隠し、伊之助方江食賣奉公ニ差出候節、ふみ  
親与申立呉様、達而申聞候ニ任せ、徳分ニ泥ミ承知いたし、  
ふミ請状江此者ハ親与認、印形いたし差遣、右給金之内為礼金  
壹両吉右衛門より貰請、雜用ニ遣捨候段不届ニ付、敵之上江戸  
払申付之

大貫治右衛門御代官所

武州橘樹郡川崎宿

砂子町

旅籠屋

松平伊予守組

三枝雲平知行同国

埴生郡矢貫村之内

字長南

百姓

徳次郎

西丸新御番

小笠原安房守組

服部陽一郎知行同国

長柄郡茂原村

百姓

甚太郎

御書院番

高井但馬守組

塙入大三郎知行同村

百姓

三之助

堀田相模守領分下總國

千葉郡登戸村

百姓善兵衛伴

安五郎

御勘定奉行

水野若狭守知行

同郡牛久村

百姓

清八

西丸御小姓組

此もの共儀、青木弥五郎似役人ニ成、吉右衛門、仙五郎供之体ニいたし、荒尾但馬守組同心青木勘十郎与名乗、村方江罷越、銘々不存儀を尋請、或ハ繩ニ而被縛可相答様無之ニ付、右吉右衛門、仙五郎を頼、侘いたし貰被差免候処、吉右衛門儀、痛所

此もの儀、仙五郎口入いたし吉右衛門と対談之上、召抱候ふみ事富ハ青木弥五郎妻ニ而請状連印之者共も取扱候儀ニ有之処、其儀ハ不存候共、得与身元も不相糺御扶持人之妻を食壳女ニ召抱候段、旁不埒ニ付、過料三貫文申付之

伊之助

卯四十四

有馬備後守領分

市原郡五井村

百姓

寅松

水野壱岐守領分同郡

姉ヶ崎村

百姓

紋四郎

御勘定奉行

水野若狭守知行

同郡牛久村

百姓

清八

有之、道中難儀いたし候由ニ而、仙五郎より金子合力申懸候節、役人ニ附添候ものニハ有之間敷儀ニ而、怪敷心付候ハ、取計方も可有之處、断も難致存候逆、銘々金子呉遣候儀、村役人江も不申聞罷在候段、一同不埒ニ付急度呵り置

右者去十三日小田切土佐守殿於御役宅、同人被申渡、立合御目付大河内善十郎殿被相越候由ニ御座候、以上

十一月廿五日

文化十年二月、公方様前厄につき高田馬場での流鏑馬神事の二

一文化十酉年二月十一日

公方様今年四十一御前厄ニ付、於高田馬場流鏑馬御神事從大納言様被仰付、射手二十五騎狩笠、水干、膝裄ムカハキ、佩太刀、むち、三的左ニ記

但二月五日初午被仰出候処、雨天御延引、十一日相済、

馬場四方菱之竹矢來前後入口木戸門厳重出来、馬乗所をサクリと云、其左右雄萩雌萩ニ而高サ三尺程埒を結ぶ

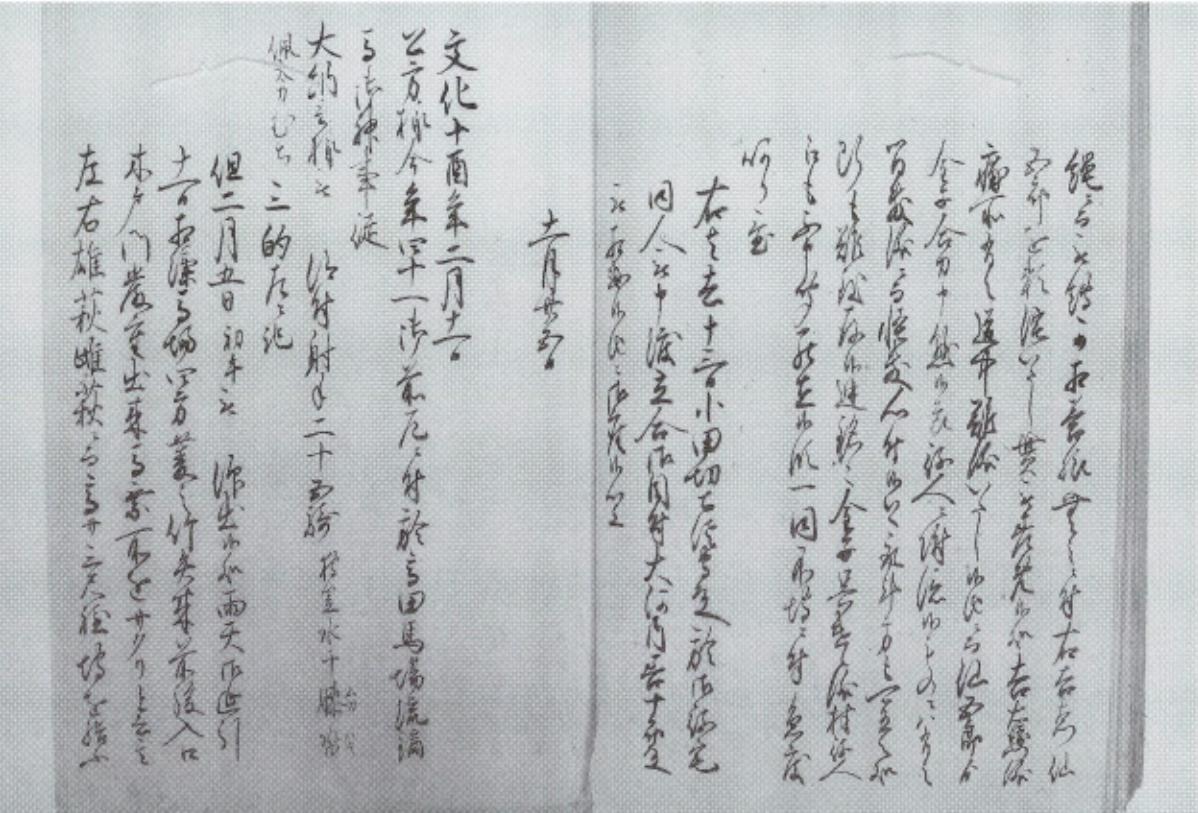
朝四時西丸御名代御側蜷川相模守様御參着後、往来人留馬場之南側桟敷懸り、都而見物貴賤男女凡十二・三万余ニ及ぶ、右相済、否雄埒雌埒之萩魔除とて各持場候事

射手順

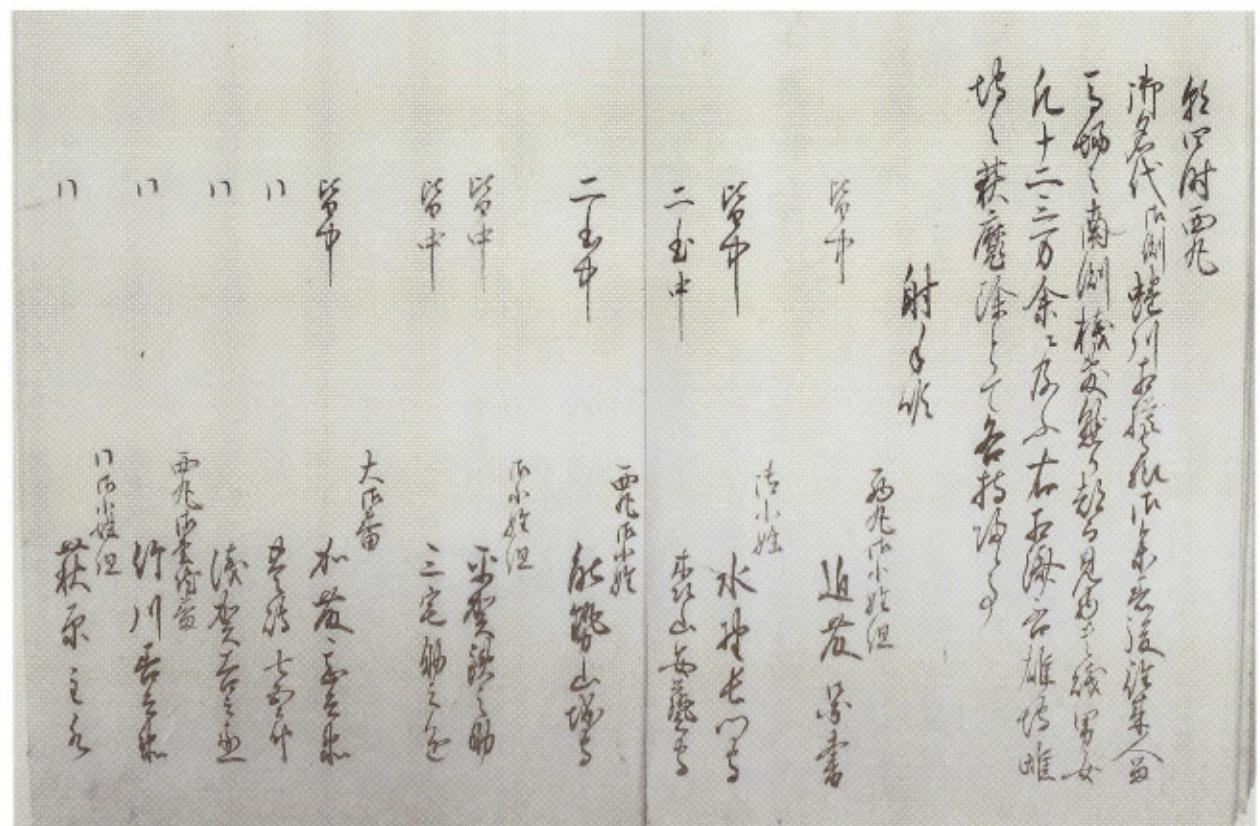
西丸御小姓組

近藤図書

御小姓



同	同	同	同	同	同	皆中	同	同	同	同	皆中	皆中	皆中	二本中	皆中	二本中	皆中	水野長門守
																		森山安芸守
																		西丸御小姓
																		能勢山城守
																		平賀鉄之助
																		三宅助之進
																		大御番
																		加藤甚兵衛
																		豊嶋七五郎
																		淺賀吉之丞
																		竹川善兵衛
																		萩原主水
																		西丸御書院番
																		御小姓組
																		御書院番
																		御小姓組
																		河野藤左衛門
																		伊丹勝次郎
																		松平田宮
																		中条平助
																		上野七之右衛門
																		西丸御小姓組
																		窪田弥十郎



御書院番

同

二本中

西丸御書院番

久貝又三郎  
山本織部

皆中

新御番

酒井吉十郎

西丸新御番

三浦半之助

多川孫右衛門

同

同

小普請

森左京

西丸御小姓組

同

深津弥七郎

但筆頭筆末ハ就中六ヶ敷、上手の方ならてハ難相勤よし、

筆頭ハ扇子を遣ひ、筆末ハむちを遣ひ候事之由、中ニも筆

末弥七郎様御事ハ至而御見事中り、不残星之由、人々堪感

候よし

右ハ穴八幅ニて何れも揃ひ、御名代御參着之上始り候由、  
之外古美有之由

文化十年、江戸でみられた狂詩

一文化十四年、江戸ニ而之狂詩

記「不入二二首」 苦勞性

對州風說近來休ム

對州在騷動朝鮮來聘後靜謐也

地震又生破損、愁ヒ

申十一月江戸地震大也

其二

十八歳小兒安産秋去秋下終因落ハテ八歳女子產男子太浦辰御領令

金藏莫漫誇三子芝人金藏ト云者玄冬生三子

浅草深川役宅遊之願済吉原燒失役宅二百半日

結綿瀬川環菊澤村冥途旅神土月二人

井伊退從錐難有井伊兵部輔佐若年寄

松緑出勤誠不取足上松助優高松緑也日顔見

地震又生破損、秋心ヒ申音江戸地震大也

對別風說近來休ム對別在騷語朝鮮來聘後靜謐也

記「不入二二首」 苦勞性

文化十四年江戸狂詩

右穴八幅ニて何れも揃ひ、御名代御參着之上始り候由、  
之外古美有之由

始國也

申八月八幡ノ狂詩を拂ひ

御名代御參着之上始り候由、御名代御參着之上始り候由

申八月八幡ノ狂詩を拂ひ

始國也

申八月八幡ノ狂詩を拂ひ

始國也

井伊退役雖レ難レ有

井伊兵部少輔侯若年寄御免被レ叙ニ

四品一

松緑出勤誠ニ不レ収

尾上松助隠居松緑也、申顔見世出而

イラヌ事ト云評判

結綿路考環菊宗十郎村

冥途ノ旅、申十一月二一人トモニ死ス

旧臘吉原焼失、仮宅二百五十日之願

ハヤル  
諸家系図調諸役ヨリ出役  
凡十年余去冬皆出来奉御  
襄美而已ニテ帰役ノ一  
歳暮而已ニテ帰役ノ一  
歳暮而已ニテ帰役ノ一

二分減少響諸方

公義御僕約二分減少被

人似金魚浮熱湯

金魚熱湯ニ入ル、見セモノハヤル

出役空歸銀

銀諸役ヨリ出役  
凡十年余去冬皆出来奉御

領

諸家系図調諸役ヨリ出役  
凡十年余去冬皆出来奉御

豊年弥落米相場

申九月出府夫ヨリ諸国順行

遊行十念誰先戴

谷中感應寺御免ノ富アリ  
其富ノ出番ニ小富アリ

影富一番我不當

御法度ナレトモ大流行

其二

二分減少響諸方

公義御僕約二分減少被仰出

人似金魚浮熱湯

金魚熱湯ニ入ル、見セモノハヤル

出役空歸銀

諸家系図調諸役ヨリ出役凡十年余、

ヨレハナレトモ大評判

去冬皆出来御襄美而已ニテ帰役ノ事

本文之通

申九月出府夫ヨリ諸国順行

遊行十念誰先戴

谷中感應寺御免ノ富アリ、其富ノ出

影富一番我不當

番ニテ小富アリ、御法度ナレトモ大

ニ流行

津輕侯御抱角力頂利之助柏戸宗五郎

積物唯聞柏戸カ噂

ヨリ柏戸ノ号讓受ル、其節両柏戸江

積物夥シ、実ハ津輕侯ヨリツミシヨ

シハデナル事大評判

ナリウマクナ

高シ於評判ハ賀蘭頭一ヨリモ申秋以来賀蘭頭ト云菓菓子壳、股引半テン其模様黃地ニ黒ノ蛇ノ目大小紋、細袋ニ壺ヲ入、肩ニカケ菅笠ヲ着、壺モ笠モ蛇ノ目ヲ附ル、途中ニテ扇子ヲ開キ、賀蘭ト云ナガラキリ、トマハリ、扇子ヲ上ケテ頭ト云、大流行、此菓子ヲコシノ類ニテ、風味何ノ遍ンテツモナクウマクナシ

### 文十四

当年の大小ト申せ共小計

六  
むつかしき  
四  
二割けんじる  
八  
やむならハ  
五  
小でこさる霜の潤ひ

### 公儀御殿中の御詰場所のこと

#### 一公義御殿中御座席

殿上之間御上段

〔朱唐〕  
七賢九老

狩野右近孝信」

御攝家方

親王方

同御下段

公家衆

御門跡方

同家来

地下之者

大広間松ノ間

〔朱書〕  
「松鶴雪柳鳥

国持大名表四品以上

探幽」

### 一公義御殿中御座席

殿上之間御上段

七賢九老

狩野右近孝信

御門跡方

親王方

同御下段

公家衆

御門跡方

同家来

地下之者

大広間松ノ間

〔朱書〕  
「松鶴雪柳鳥

國持大名表四品以上

大廊下上之間御門跡方

〔朱書〕  
「雪柳鳥

日光御門跡方

日光御門跡方

大廊下上之御部屋

〔朱書雪柳鳥〕

狩野采女

御三方方

日光御門跡

増上寺方丈

大僧正以前八下之御部屋

同所下之御部屋

御三方方御賢息

松平加賀守

松平

伝通院

御黒書院溜之間

〔朱書唐山水西湖〕

探幽

溜詰

京都諸司代

同所御次

大御留守居

大御留守居  
大阪御城代

因不序次

竹ノ間

〔朱書海北〕

御両殿

友雪

雁ノ間

〔朱書芦雁〕

吹雪松鳥同

一性

狩野利右衛門

高家衆

増上寺方丈

〔朱書大僧正以前八下之御部屋〕

同所下之御部屋

〔朱書御三方方御賢息〕

松平加賀守

松平

傳通院

御黒書院溜之間

〔朱書唐山水西湖〕

探幽

溜詰

京都諸司代

因不序次

大御留守居  
大阪御城代

因不序次

大御留守居  
大阪御城代

竹ノ間

〔朱書海北〕

御両殿

友雪

鴈ノ間

〔朱書芦雁〕

吹雪松鳥同

一性

狩野利右衛門

高家衆

詰衆

雁之間椽類

御書院番頭

御小姓組番頭

南ノ方御模際

御使番

御白書院帝鑑間  
〔朱書帝鑑〕  
永真」

大坂御城番

御書院与頭くみがしら

御小姓組与頭

同所敷居之外

御旗奉行ごひ

百人組之頭

柳ノ間大廊下  
〔朱書同断〕  
狩野采女

表大名

四品以上松ノ間

同所椽類

詰衆並

同嫡子

駿府御城代

芙蓉之間

狩野一溪

御奏者番

寺社奉行

伏見奉行

御留守居

大目付

町奉行

御勘定奉行

菊之間  
〔朱書離二菊〕

同所椽類  
職物檢校

申達之由

詰衆嫡子

狩野弥左衛門

大御番頭

御作事奉行	西丸御留守居
御普請奉行	小普請組支配
甲府勤番頭	新御番頭
長崎奉行	伊奈半左衛門
京都町奉行	御留守居番
大坂町奉行	御勘定吟味役
駿府御城番	桔梗之間
禁裏附	御老中登城之節
院附	御目付出座
堺奉行	新御番組頭
奈良奉行	御番醫師
山田奉行	御女中様附之御用人人共
日光奉行	此席江出ル
駿府町奉行	躊躇之間
浦賀奉行	〔朱書〕長谷川等徵
佐渡奉行	御弓鉄炮頭
山吹之間	西丸御裏門番頭
中奥御小姓	御徒頭
羽目之間	小從人頭
独礼医師	御船手
中之間	大坂御船手
小普請奉行	同東御襖除
〔狩野采女〕	中川御番
羽目之間	御鉄炮方
独礼医師	大御番与頭

美濃御郡代

同敷居之外

道奉行

屋敷改

紅葉之間

「檜紅葉」

狩野宗仙」

御小姓組

虎之間

御書院番

土圭之間

新御番

檜之間

「水鳥水車」

小從人組

燒火之間

「探幽弟子」

二之丸御留守居

御納戸頭

御腰物奉行

御裏門番之頭

西丸御切手番之頭

御座敷番之頭

御納戸組頭

御鉄炮玉薬奉行

躊躇之間

長者川等倣

赤弓羽根

西光洋裏田實

浮浪

小從人組

沙耶木

因東歩換除

中川涉番

浮浪地方

太清雷鬼

美濃御郡代

同敷居之外

道奉行

屋敷改

紅葉之間

捨紅葉

御小姓組

虎之間

御書院番

土圭之間

御鉄炮御軍笥奉行

御弓矢鎗奉行

冨士見

御宝藏 番之頭

御具足奉行

御幕奉行

御書物奉行

諏訪部文右衛門

御腰物方

御納戸方

御馬方

御勘定与頭

御代官

御切米手形改

御藏奉行

御金奉行

御細工頭

御材木石奉行

浜御殿奉行

小普請方

御台所前廊下

御徒目付

火ノ番与頭

御奥太鼓役人

植木奉行

黒鋤之者頭

御評定番

藪田助右衛門

倉地仁左衛門

御勘定

御鳥見与頭

馬医

御納戸前廊下

八王子十人頭

御大工頭

中井主水

小普請方改役

御作事下奉行

御鳥見

御船上乗役

大筒役

佐々木伝次郎

後藤

本阿弥

狩野

置屋修理

同下之間

御中間頭

御小人之頭

御駕籠頭

伝奏屋敷番

御玄関

「獅子牡丹」<sub>(朱書)</sub>

狩野孝信

御徒与頭

御徒

以上

文化十年秋、オランダ船着岸、荷物献上のこと

一文化十年秋阿蘭陀船着岸、荷物献上

但御差留ニテ御請無之由

一番船

三拾八反

拾三反

五拾五反

拾反

三拾四反

式拾六反

九反

一花色同

一紫同

一黃同

一黑紗

一猩々飛

一黑飛色同

一藍海松条同

一萌黃大羅紗

一萌黃大羅紗

一萌黃大羅紗

一萌黃大羅紗

一萌黃大羅紗

一文化十

年秋  
獻上

但遣夷商之使修事也

一番船

一萌黃大羅紗

一藍海松条同

一黑飛色同

一猩々飛

一黑紗

一紫同

二拾八反  
二拾五反  
二拾四反  
三拾六反  
式拾六反

一萌黃小羅紗

一緋

式反

一萌黃羅背板

一黃同

七拾式反

一紫同

三拾四反

一紅飛同

壹反

一花色同

五拾五反

一黒同

拾四反

ヘルベットカ  
へるへいとう

一黒同

拾六反

七反

一牡丹	一肉豆蔻	一錫	一木綿緞	一象牙	一丁子	一蘇木	一胡柵	一海黃	一白砂糖	一同ふとん	一同類違	一同上々	一鮫	一飛色同	一黒同	一花色同	一濃花色同	一紅呉呂服連	一萌黃同	一飛色同	一紫同	一紅同
-----	------	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-------	------	------	----	------	-----	------	-------	--------	------	------	-----	-----

一千六百斤	四千八百斤	六百五十斤	壹万式千斤	壹万九拾斤	八万五千六百斤	壹万五千斤	六百式拾三反	武千六百拾反	五百六拾七本	五千百四拾反	百六拾六反	六拾反	武拾六反	五百六拾七本	五千百四拾反	七反	拾反	武拾反	三拾四反	拾四反	拾四反	拾反
-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-----	------	--------	--------	----	----	-----	------	-----	-----	----

一弁柄鳩	一咬噏吧鳩	一肉豆蔻	一錫	一蘇木	一白砂糖	一同五色	一同白	一同紅	一音呼鳥	鳥類	一山貓	一象	一長生鳩	一紅雀	一色鳥	一鈴	一ミいら	一水銀	別段	一銀錢
------	-------	------	----	-----	------	------	-----	-----	------	----	-----	----	------	-----	-----	----	------	-----	----	-----

武羽	武羽	三羽	壹羽	四羽	四羽	四万五百斤	四拾四万九千斤	七万斤	壹疋	壹羽	三羽	壹羽	壹羽	壹羽	壹羽	壹羽	三羽	五百斤	三拾斤	三百斤	五千式百斤
----	----	----	----	----	----	-------	---------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-------

一  
猿

以上

壱定

### 文政七年十月、江戸四ツ谷塩町での敵討の次第

文政七申十月十日夜、江戸四ツ谷塩町一丁目ニおるて敵討之次第

一敵討候宇市、生国土井大炊頭様御領分、野州安蘇郡佐野在植野村百姓足袋職源助伴宇市、幼名岩吉、申ノ十八歳  
一敵安兵衛生国上州大間々宿、申ノ三十六歳

一宇市檢使江言上口書左之通

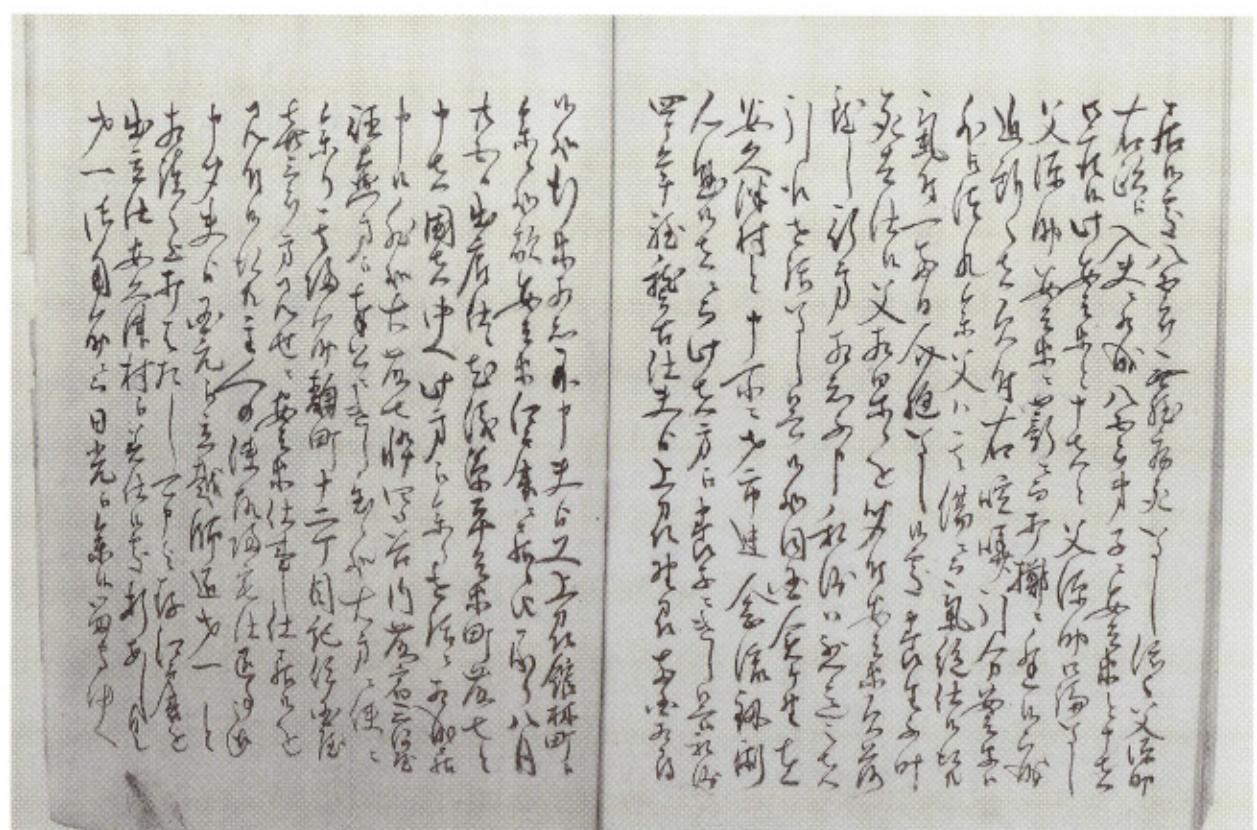
私父源助儀、生国野州安蘇郡佐野在植野村ニ御座候処、七ヶ年以前勝手ニ付、上州高崎宿連雀町足袋屋八五郎与申者、兼而智人ニ而、此者方江引越世話ニ相成居候処、八五郎無程病死いたし、依之父源助右跡江入夫ニ相成、八五郎弟子ニ安兵衛と申者御座候、此安兵衛と申者と父源助口論いたし、父源助、安兵衛ニ薪ニ而打擲ニ逢候、被成近所之者欠付、右喧嘩引分、安兵衛ハ外江つれ參、父ハ其場ニ而氣絶仕候得共氣付、一両日介抱いたし候処、養生不叶死去仕候、父相果候を聞付、安兵衛欠落致し、行方相知不申、私儀ハ懇意之者引取世話いたし呉候処、同國倉<sub>ケ</sub>野<sub>（新田野）</sub>在安久津村と申所ニ、才市逆念流剣術心懸候者ニ而、此者方江養子ニ遣し吳、私儀四ヶ年程稽古仕、夫より上州・野州両国相尋候処行衛相知不申、夫より又上州館林町江参候処、敵安兵衛江戸表ニ居候由承り、八月廿五日出府仕候、尤淺草平兵衛町藤七と申者、國者ゆヘ此方江参り世話ニ相成居申候、然

文政七申十月丁日夜ノ四ツ若佐町一丁目  
かづく歎詞序

一 故河原市住主大林姓在松原町列布森  
佐木立植毛村石代屋敷地候候申市紙光  
岩名申ナハ本  
一 故安達上原大同宿申ヘテ六番  
一 宇市桂皮ラミヨシ申色

松義治御候申中井在山森部社申セ  
種申行立元申セ七年以降申行申  
三井源氏連雀町は木戸申多申十者  
萬人申人申者申申申申申申申申申申

處右藤七作四ツ谷内藤宿三河屋徳右衛門方江奉公ニ遣し置  
候処、右方ニ使ニ参り、其場筋龜町十二丁目紀伊国屋喜三  
郎方見<sup>申</sup>セニ安兵衛仕事仕居候を見付候得共、主人の使故帰  
宅仕返事之趣申聞、夫より国元江立越、師匠才一と相談之  
上、打はたし可申与存、江戸表を出立仕、安久津村江着仕  
候処、折あしく才一御用筋ニ而日光江参候留守ゆへ、才一  
ニハ対面不致、父之位牌を所持致し、直様江戸表へ発足、  
当月九日着仕、紀伊国屋店江参候処、当日ハ上様駒場野江  
御成故差控、其夜所之軒下ニ夜を明し、翌十日紀伊国屋店  
江参見候処、安兵衛不居合、乍残念立帰り候処、安兵衛四・  
五人連ニ而向へ見へ候ゆへ、跡より附ケ参候へハ、一谷七



軒町家主安次郎路地江入候處を聴与見止メ、日暮候を相待、其夜五ツ時前ニ至、安兵衛宅江參候處、内ニ客老人居候間、客ニ怪我為致候而ハあしくと存、紀伊国屋方より急用と偽り安兵衛老人呼出し、塙町一丁目家主吉兵衛店前ニ而安兵衛成りしと声懸候ヘハ、安兵衛何人成と答候、我事高崎源助之伴宇<sup>(市)</sup>一なり、覚有哉と申候ヘハ、直ニ逃出候間、親の敵と名乗かけ、右之足を切払候ヘハ倒れ候を押懸て打留候間、町内自身番へ町法ニ行呉候之様申出候事

文政元年

心岸淨体信士之位

六月初六日

俗名

高瀬源助

### 弘化四年三月、信州善光寺大地震についての御届書

弘化四年丁未三月廿四日夜四時頃、信州善光寺并其近辺前代未聞之大地震、但、善光寺開帳中也

一御代官高木清左衛門殿より之御届書

信州高井・水内郡村々地震之儀ニ付再御届書

去月晦日御届申上候私御代官所、当分御預所信濃國高井郡・水内郡村々之儀、去月廿四日夜之大地震異変之始末御届申上候、強震動止不申、今以折々震動いたし、昼夜拾四・五度も少々も震立、尤間ニハ強キ事も有之候間、村々恐怖いたし跡取片付ハ勿論、濃業之心附も無之、周章立騒罷在候間、安堵仕候様私共手附手代共村々廻村、精々利害申聞、耕作手浚

不相成様為致候、且去月廿七日真田信濃守家来より懸合越候ハ、右大地震ニ而北国往還丹波嶋村船渡場より凡二里半程川上、同人領分平林村地内字虚空藏山凡式拾町程之處、山抜崩犀川江押出立、川巾をノ切候付、流水を湛、當時川上平地江水開居候得共、湛溜切候ハ、自然と押埋メ、切場所水力ニ而押崩可申候、其節如何様之洪水ニ可相成哉氣遣敷、支配所ニ而千曲川縁村々崩居候様申越候儀ニ有之、右故當時千曲川平水より七・八尺減水致居、川筋村々心配いたし、山添高場江立退居、悲歎罷在候、切開候ハ、宣可有之<sup>〔此段空手敷〕</sup>、数日湛満候を時々押流候ハ、又々水災之異変出来可申与、殊之外人氣不穩心配仕候、地震之儀ハ最早相止可申哉と奉存候、依之此段御届

申上候

未四月四日

高木清左衛門

御勘定所

信濃国高井・水内郡地震災害一村限廻尻

村高四万千式百八拾六石式斗

家数六千八百七拾式軒

九拾一ヶ村

人数式万九千式百拾五人

〔凡<sup>采書</sup>〕一万石ニ家数千六百六

十五軒余ニ当ル、人数七千

○七十六人ほどニ当ル、な

らし一ヶ村ニ凡七十七人余

ニ当ル、ならし一ヶ村四百

五拾三石余ニ当ル」

一潰家式千拾五軒

内拾三軒 燃失 拾六軒土中埋

一半潰家

七百八拾式軒

一潰高札場

拾式ヶ所

一潰郷藏

廿二ヶ所

一潰堂宮寺

十六ヶ所

一潰土蔵

三百三拾一ヶ所

一潰物置

九百十四ヶ所

一即死

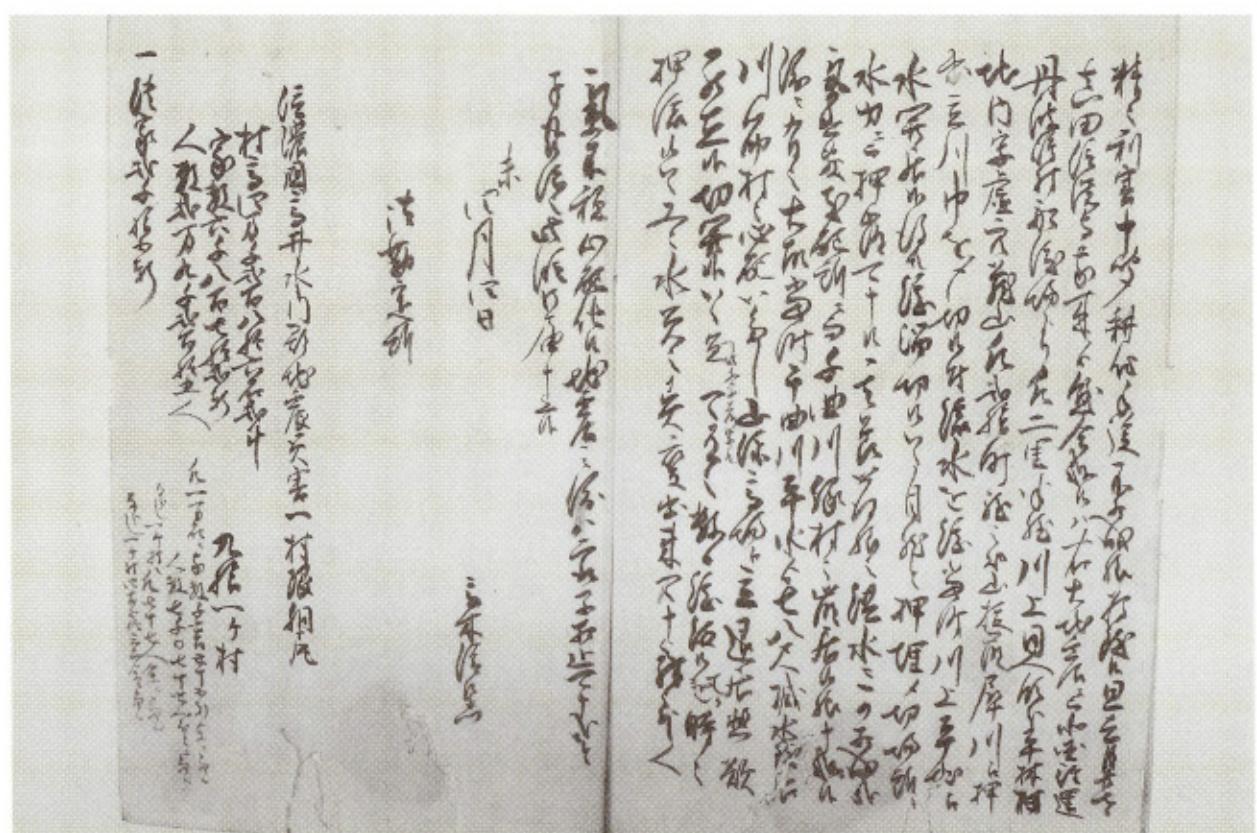
五百七拾八人

一怪我人

千四百六拾人

一即死馬

百五拾六疋



一即死牛　　式疋

右ハ去月廿四日大地震ニ而、私御代官所当分御預り所信濃国高井郡・水内郡村々災害之始末、不取敢御届置、早速手附手代共手配差出、私儀も廻村仕、村々災害之様子見分仕候処、誠以絶言語候(奇)寄変之体、恐怖仕見ニ不忍、地面割裂七・八寸より五・六尺余、數十間も筋立開キ、右割目より夥敷黒・赤色等之泥水吹出し、歩行相成兼候場所多有之、其上所々山崩土砂雪水押出し、大石転ひ落、田畠共悉変地いたし、多分損地相見、村々用水路ハ所々欠崩及大破、或ハ床違ニ相成候場所も有之、水乗可申用水路絶ニ相成候、村々多ク有之谷川等之分、大石・土砂押出し震地所々欠崩及大破、水行を塞、平一面ニ溢出、泥水押流、且潰之儀何れも家並平押ニ潰、桁梁割目枑木等、其外建具類打碎、家財諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類ハ俵物押崩、散乱いたし、吹出し泥水を冠り中ニハ土砂ニ押埋候分も有之、最初見廻り候頃ハ村々共小前ハ勿論、村役人共迄本心取失ひ、更跡片付候心得も無之、銘々潰家前々家内一同雨露之手当も不致、日々途方ニ暮、忙然与いたし居、私を見居狼狽落涙難止悶絶いたし、尋候答も出来かね打伏居、小前老若男女共ハ泣叫ひ居、怪我人共ハ夥敷倒ニ、苦痛罷在候有様難言申上候、不便至極歎嗟何れ之村々共同様之次第二而、差当り夫喰之備有之者共潰家日々有之、殊ニ泥水を冠り容易ニ取出し候儀出来兼、小前末々ニ至り夫食手当無之者共ハ猶更、呑水用水計用来候処、泥水交ニ相成、及飢渴候処、自他村々一般之(奇)難助合候方も無之候間、差当り救方夫喰之手当ニ相成候丈ハ致遣候得共、百ヶ村余之儀、中々惣咄遠方

内佐久 檜尾　佐六郎二郎

一　冲縄　大石八郎兵

一　波三郎　佐藤

一　波々吉　女二郎

一　波堂玉亭　十郎

一　波玉庵　三石三郎一萬

一　波丸庄　九石十郎

一　波火　九石兵八

一　波秋　女三郎

一　波久馬　石野

一　波久年　小寺

一　波久年　石野

一　波久年　石野

大石　青舟　日大少主　元氣　金兵衛　吉兵衛　小太郎　

佐藤　國三　井伊　水内　郡　村　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放

佐藤　生　平　連　所　家　大　喜　葉　葉　不　所　放